

令和 4 年 12 月 富山市議会定例会議案

# 目 次

議案第127号	令和4年度富山市一般会計補正予算（第5号）……………	1頁
議案第128号	令和4年度富山市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）…	49
議案第129号	令和4年度富山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）……………	53
議案第130号	令和4年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	63
議案第131号	令和4年度富山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	73
議案第132号	令和4年度富山市企業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）……………	83
議案第133号	令和4年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計補正予算（第1号）……………	89
議案第134号	令和4年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計補正予算（第1号）……………	95
議案第135号	令和4年度富山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）……………	101
議案第136号	令和4年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）……………	111
議案第137号	令和4年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計補正予算（第1号）……………	121
議案第138号	令和4年度富山市水道事業会計補正予算（第1号）……………	127
議案第139号	令和4年度富山市病院事業会計補正予算（第2号）……………	129
議案第140号	富山市職員の給与に関する条例及び富山市一般職の任期付職員 の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 制定の件……………	135
議案第141号	富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例制定の件……………	149
議案第142号	市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例 制定の件……………	151
議案第143号	富山市立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件……………	154

議案第 1 4 4 号	富山市公民館条例等の一部を改正する等の条例制定の件……	1 5 5
議案第 1 4 5 号	富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 5 7
議案第 1 4 6 号	富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 5 8
議案第 1 4 7 号	富山市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例 制定の件……………	1 5 9
議案第 1 4 8 号	富山市大沢野会館条例制定の件……………	1 6 3
議案第 1 4 9 号	富山市大山会館条例制定の件……………	1 6 8
議案第 1 5 0 号	富山国際会議場条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 7 3
議案第 1 5 1 号	富山市古洞の森自然活用村条例を廃止する条例制定の件……	1 7 4
議案第 1 5 2 号	富山市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 7 5
議案第 1 5 3 号	工事請負契約締結の件（西部中学校校舎改築（その2）主体 工事）……………	1 7 6
議案第 1 5 4 号	土地処分の件（呉羽南部企業団地分譲地）……………	1 7 7
議案第 1 5 5 号	土地取得の件（呉羽丘陵フットパス連絡橋整備事業用地）…	1 7 8
報告第 3 9 号	専決処分について承認を求める件（控訴の提起の件）……………	1 7 9
報告第 4 0 号	専決処分報告の件（工事請負変更契約締結の件（富山市ブー ルバール広場（ゾーンA）再整備工事）……………	1 8 2
報告第 4 1 号	専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）……………	1 8 4
報告第 4 2 号	専決処分報告の件（損害賠償の額を定める件）……………	1 8 6

# 一 般 会 計



議案第 1 2 7 号

令和 4 年度富山市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 4 年度富山市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 7 0 7, 8 8 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8 3, 3 4 4, 6 1 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		73,127,689	1,152,469	74,280,158
	1 市民税	30,417,689	1,152,469	31,570,158
13 分担金及び負担金		94,387	146	94,533
	1 負担金	93,237	146	93,383
15 国庫支出金		32,476,223	1,066,492	33,542,715
	1 国庫負担金	19,528,791	379,472	19,908,263
	2 国庫補助金	12,842,057	690,356	13,532,413
	3 委託金	105,375	△ 3,336	102,039
16 県支出金		12,682,984	49,629	12,732,613
	2 県補助金	3,918,960	11,376	3,930,336
	3 委託金	869,832	38,253	908,085
18 寄附金		153,475	156,485	309,960
	1 寄附金	153,475	156,485	309,960
19 繰入金		3,077,916	△ 2,890	3,075,026
	1 特別会計繰入金	1,097,960	△ 2,890	1,095,070
20 諸収入		3,307,807	8,672	3,316,479
	6 雑入	1,668,728	8,672	1,677,400
21 市債		19,506,600	29,700	19,536,300
	1 市債	19,506,600	29,700	19,536,300
22 繰越金		3,161,268	247,177	3,408,445
	1 繰越金	3,161,268	247,177	3,408,445
歳入合計		180,636,739	2,707,880	183,344,619

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		742,356	△ 2,277	740,079
	1 議会費	742,356	△ 2,277	740,079
2 総務費		24,180,121	509,909	24,690,030
	1 総務管理費	11,314,943	150,939	11,465,882
	2 企画費	9,592,235	68,732	9,660,967
	3 徴税費	1,733,995	205,822	1,939,817
	4 戸籍住民基本台帳費	864,010	△ 24,516	839,494
	5 選挙費	187,835	37,161	224,996
	6 統計調査費	52,453	△ 6,535	45,918
	7 監査委員費	89,230	△ 1,667	87,563
	8 防災費	314,527	79,973	394,500
3 民生費		70,175,291	653,159	70,828,450
	1 社会福祉費	34,679,860	277,202	34,957,062
	2 児童福祉費	30,328,301	98,272	30,426,573
	3 生活保護費	4,866,928	255,051	5,121,979
	4 市民生活費	218,532	15,195	233,727
	5 青少年女性費	81,669	7,439	89,108
4 衛生費		12,269,963	362,235	12,632,198
	1 保健衛生費	7,922,351	350,816	8,273,167
	2 環境衛生費	4,347,612	11,419	4,359,031
5 労働費		644,103	10,167	654,270
	1 労働諸費	644,103	10,167	654,270
6 農林水産業費		5,064,205	513,934	5,578,139
	1 農業費	1,868,874	483,946	2,352,820
	2 農地費	2,270,335	36,588	2,306,923
	3 林業費	634,506	△ 4,160	630,346
	4 水産業費	290,490	△ 2,440	288,050
7 商工費		5,737,219	241,150	5,978,369
	1 商工費	5,737,219	241,150	5,978,369
8 土木費		21,929,458	239,747	22,169,205
	1 土木管理費	688,194	9,477	697,671
	2 道路橋りょう費	5,430,720	19,588	5,450,308
	3 河川水路費	711,705	10,212	721,917



(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 都市計画費	14,250,449	△ 40,811	14,209,638
	6 住宅費	845,812	241,281	1,087,093
9 消防費		4,997,550	24,815	5,022,365
	1 消防費	4,997,550	24,815	5,022,365
10 教育費		13,231,650	140,041	13,371,691
	1 教育総務費	2,133,036	△ 9,398	2,123,638
	2 小学校費	4,835,981	158,284	4,994,265
	3 中学校費	3,080,543	21,848	3,102,391
	4 幼稚園費	334,559	△ 58,652	275,907
	5 社会教育費	2,847,531	27,959	2,875,490
11 災害復旧費		79,500	15,000	94,500
	1 農林水産施設災害復旧費	77,000	15,000	92,000
歳 出	合 計	180,636,739	2,707,880	183,344,619

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	体育施設管理運営費	33,000
	2 企画費	企画事務費	2,383
	8 防災費	防災対策事業費	10,450
6 農林水産業費	2 農地費	小規模土地改良事業費補助金	21,135
	3 林業費	林道事業費	3,840
8 土木費	5 都市計画費	公共交通活性化推進事業費	1,792

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大沢野行政サービスセンター庁舎防犯カメラ賃借料	令和5年度	53
県議会議員選挙ポスター掲示場設置等業務委託費	自令和4年度至令和5年度	45,331
リフレッシュ事業費	自令和4年度至令和5年度	74,000
市道整備事業費	自令和4年度至令和5年度	177,600
浸水対策事業費	自令和4年度至令和5年度	19,000

第 4 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
農 地 費	346,200	16,000	362,200	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	借入れ先の融通 条件による。た だし、市財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、も しくは繰上償還 又は借換えする ことができる。
道路橋りょう費	1,296,800	9,000	1,305,800			
農林水産施設 災害復旧費	20,600	4,700	25,300			

# 歳入歳出予算事項別明細書

## 1 歳 入

款 1 市税 項 1 市民税

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 個人	23 , 847, 689	752, 469	24 , 600, 158	1現年課税分	752, 469	1現年度分 752, 469
2 法人	6 , 570, 000	400, 000	6 , 970, 000	1現年課税分	400, 000	1現年度分 400, 000
計	30 , 417, 689	1 , 152, 469	31 , 570, 158			
合計	73 , 127, 689	1 , 152, 469	74 , 280, 158			

款13 分担金及び負担金 項 1 負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
2 民生費負担 金	79, 374	146	79, 520	2児童福祉費 負担金	146	1子育て短期支援事業利用者負担金 146
計	93, 237	146	93, 383			
合計	94, 387	146	94, 533			

款15 国庫支出金 項 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 民生費負担 金	18 , 175, 746	189, 156	18 , 364, 902	2児童福祉費 負担金	1, 283	1母子施設事業費負担金 1, 283
				3生活保護費 等負担金	187, 873	1生活保護費負担金 187, 873
2 衛生費負担 金	1 , 353, 045	190, 316	1 , 543, 361	1保健衛生費 負担金	190, 316	1小児慢性特定疾病医療費負担金 10, 786 2保健事業費負担金 179, 530
計	19 , 528, 791	379, 472	19 , 908, 263			

款15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 総務費補助 金	191, 735	20, 813	212, 548	1総務管理費 補助金	20, 813	1住民基本台帳ネットワークシステム 費補助金 20, 813

款15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
2 民生費補助 金	5 ,337,374	12,689	5 ,350,063	2 児童福祉費 補助金	12,689	1子ども・子育て支援交付金 1,766 2保育対策総合支援事業費補助金 10,923
3 衛生費補助 金	926,952	4,050	931,002	1 保健衛生費 補助金	4,050	1母子保健衛生費補助金 4,050
11 新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	3 ,290,095	652,804	3 ,942,899	1 新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	652,804	1新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金 652,804
計	12 ,842,057	690,356	13 ,532,413			

款15 国庫支出金 項 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
2 民生費委託 金	78,781	△ 3,336	75,445	1 社会福祉費 委託金	△ 3,336	1国民年金事務費委託金 △ 3,336
計	105,375	△ 3,336	102,039			
合計	32 ,476,223	1 ,066,492	33 ,542,715			

款16 県支出金 項 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 民生費補助 金	2 ,213,647	1,626	2 ,215,273	2 児童福祉費 補助金	1,626	1子ども・子育て支援交付金 1,626
10 災害復旧費 補助金	32,950	9,750	42,700	1 農林水産施 設災害復旧 費補助金	9,750	1農地農業用施設災害復旧事業費補助 金 9,750
計	3 ,918,960	11,376	3 ,930,336			

款16 県支出金 項 3 委託金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託 金	862,140	38,253	900,393	2選挙費委託 金	38,253	1県議会議員選挙費委託金 38,253
計	869,832	38,253	908,085			
合計	12 ,682,984	12 49,629	12 ,732,613			

款18 寄附金 項 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費寄附 金	126,365	145,611	271,976	1徴税費寄附 金	145,611	1ふるさとぬくもり基金費寄附金 125,000 2新型コロナウイルス感染症対策基金 費寄附金 20,611
3 民生費寄附 金	16,010	874	16,884	1社会福祉費 寄附金	874	1新型コロナウイルス感染症対策基金 費寄附金 874
4 労働費寄附 金	5,000	10,000	15,000	1労働費寄附 金	10,000	1富山で働き・学ぶ生き方等応援奨学 基金費寄附金 10,000
計	153,475	156,485	309,960			

款19 繰入金 項 1 特別会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 駐車場事業 特別会計繰 入金	119,659	△ 2,890	116,769	1駐車場事業 特別会計繰 入金	△ 2,890	1駐車場事業特別会計繰入金 △ 2,890
計	1 ,097,960	1 △ 2,890	1 ,095,070			
合計	3 ,077,916	3 △ 2,890	3 ,075,026			

款20 諸収入 項 6 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	1 ,667,935	8,672	1 ,676,607	3雑入	8,672	1雇用保険料戻入金 256 2その他の雑入 8,416
計	1 ,668,728	8,672	1 ,677,400			

款20 諸収入 項 6 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
合計	3 , 307, 807	8, 672	3 , 316, 479			

款21 市債 項 1 市債

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
4 農林水産業 債	490, 200	16, 000	506, 200	1農地債	16, 000	1小規模土地改良事業債 16, 000
6 土木債	4 , 511, 400	9, 000	4 , 520, 400	2道路橋りよ う債	9, 000	1道路橋りょう整備事業債 9, 000
10 災害復旧債	20, 600	4, 700	25, 300	1農林水産施 設災害復旧 債	4, 700	1農地農業用施設災害復旧事業債 4, 700
計	19 , 506, 600	29, 700	19 , 536, 300			

款22 繰越金 項 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 繰越金	3 , 161, 268	247, 177	3 , 408, 445	1前年度繰越 金	247, 177	1前年度繰越金 247, 177
計	3 , 161, 268	247, 177	3 , 408, 445			



## 2 歳 出

### 款 1 議会費 項 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 議会費	742,356	△ 2,277	740,079	他 △ 2	△ 2,275		△		
						1報酬	13,270	1議会運営費 人件費	15,123
						2給料	4,881	2議会事務費 人件費	12,846
						3職員手当等	3,583		
						4共済費	2,584		
						8旅費	△ 55		
計	742,356	△ 2,277	740,079	他 △ 2	△ 2,275				

### 款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 一般管理費	4 ,265,576	△ 1,959	4 ,263,617	国 6,182 他 △ 10	△ 8,131		△ 2,674	1総務一般管理費 人件費	56,385
						2給料	△ 117,950	2財務一般管理費 人件費	△ 4,041
						3職員手当等	92,008	3スポーツ振興一般 管理費 人件費	15,314
						4共済費	△ 27,497	4庁舎維持管理費	54,289
						8旅費	△ 135	5生活安全一般管理 費 人件費	△ 11,136
						10需用費	49,427		
						12委託料	4,862		
3 広報広聴費	133,232	686	133,918		686	10需用費	686	1広報費	686
6 会計管理費	100,828	11,282	112,110		11,282		4,991	1会計事務費 人件費	11,282
						3職員手当等	4,782		
						4共済費	1,509		

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
8 地域振興費	2 ,650,950	57,660	2 ,708,610		57,660	1報酬	△ 3,071	1行政サービスセン ター費	13,015
						2給料	16,701	(1) 人件費	8,503
								(2) 事業費	4,512
						3職員手当等	17,837	2中核型地区センタ ー費	15,793
						4共済費	5,055	人件費	
								3地区センター費	68,443
								(1) 人件費	57,581
								(2) 事業費	10,862
8旅費	△ 290	4会館管理費	1,148						
10需用費	19,769	5地区コミュニティ センター管理運営 費	563						
12委託料	1,650	6大久保ふれあいセ ンター管理運営費	917						
13使用料及び 賃借料	9	7八尾コミュニティ センター管理運営 費	2,313						
		8八尾ふらっと館管 理運営費	1,113						
		9非行防止推進事業 費	14,059						
		人件費							
12 とやま市民 交流館費	92,683	4,947	97,630	他 419	4,528	10需用費	4,947	1とやま市民交流館 管理運営事務費	4,947
13 スポーツ振 興費	246,531	△ 4,759	241,772		△ 4,759	18負担金補助 及び交付金	△ 4,759	1スポーツ団体育成 事業費	△ 4,759
								人件費	
14 スポーツ施 設費	1 ,631,772	83,082	1 ,714,854	他 △ 22	83,104	1報酬	△ 5,817	1体育施設管理運営 費	83,082
						3職員手当等	△ 1,163	(1) 人件費	△ 2,663
						4共済費	△ 1,127	(2) 事業費	85,745
						8旅費	△ 176		
						12委託料	85,745		

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						18負担金補助 及び交付金	5,620	
計	11 ,314,943	150,939	11 ,465,882	国 6,182	144,370			
				他 387				

款 2 総務費 項 2 企画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 企画総務費	409,446	△ 19,388	390,058		△ 19,388	2給料 3職員手当等 4共済費	△ 11,084 △ 5,270 △ 3,034	1企画一般管理費 人件費 △ 19,388
2 企画調査費	579,750	25,558	605,308		25,558	8旅費 10需用費 11役務費 12委託料 18負担金補助 及び交付金	1,756 2,089 143 3,418 18,152	1企画事務費 25,558
3 文化振興費	6 ,033,976	44,447	6 ,078,423		44,447	2給料 3職員手当等 12委託料 18負担金補助 及び交付金	△ 93 233 43,523 784	1富山ガラス工房事 業費 (1) 人件費 1,085 (2) 事業費 11,972 2文化振興事業費 (1) 人件費 △ 161 (2) 事業費 31,390 31,551
4 文化施設費	73,373	6,568	79,941	他 △ 10	6,578	1報酬 2給料	△ 2,522 4,671	1婦中ふれあい館管 理運営費 6,568 (1) 人件費 5,777 (2) 事業費 791

款 2 総務費 項 2 企画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						3職員手当等	2,417	
						4共済費	1,284	
						8旅費	△ 73	
						10需用費	791	
7 ガラス造形 研究所費	153,204	8,438	161,642		8,438	2給料	224	1管理運営事務費 8,438 (1) 人件費 1,067 (2) 事業費 7,371
						3職員手当等	605	
						4共済費	189	
						8旅費	49	
						10需用費	5,938	
						15原材料費	1,433	
8 ガラス美術 館費	564,010	3,109	567,119		3,109	1報酬	△ 1,100	1管理運営事務費 3,109 (1) 人件費 △ 5,645 (2) 事業費 8,754
						2給料	△ 2,289	
						3職員手当等	△ 1,220	
						4共済費	△ 1,036	
						10需用費	8,754	
計	9 ,592,235	68,732	9 ,660,967	9 他 △ 10	68,742			

款 2 総務費 項 3 徴税费

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 税務総務費	957,031	199,320	1 ,156,351	1 他 125,000	74,320	2給料	△ 8,802	1税務事務費 74,320 △ (1) 人件費 11,754

款 2 総務費 項 3 徴税费

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						3職員手当等	△ 1,355	(2) 事業費 86,074 2ふるさとぬくもり 125,000 基金費
						4共済費	△ 1,597	
						11役務費	3,248	
						12委託料	71,906	
						13使用料及び 賃借料	10,920	
						24積立金	125,000	
2 賦課徴収費	776,964	6,502	783,466	他 22	6,480	1報酬	3,749	1賦課徴収事務費 人件費 6,502
						3職員手当等	929	
						4共済費	1,656	
						8旅費	168	
計	1 ,733,995	205,822	1 ,939,817	他 125,022	80,800			

款 2 総務費 項 4 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 戸籍住民基 本台帳費	863,850	△ 24,516	839,334	国 20,813	△ 45,329	1報酬	1,038	△ 1戸籍事務費 45,329 人件費 2住民基本台帳ネッ トワークシステム 費 20,813 人件費
						2給料	△ 24,819	
						3職員手当等	9,122	
						4共済費	△ 9,883	
						8旅費	26	
計	864,010	△ 24,516	839,494	国 20,813	△ 45,329			

款 2 総務費 項 5 選挙費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 選挙管理委 員会費	51,987	△ 1,092	50,895		△ 1,092	2給料	△ 169	1選挙管理委員会費 △ 1,092 人件費
						3職員手当等	△ 178	
						4共済費	△ 745	
4 県議会議員 選挙費		38,253	38,253	県 38,253		1報酬	1,712	1県議会議員選挙費 38,253 (1) 人件費 6,410 (2) 事業費 31,843
						3職員手当等	4,704	
						4共済費	16	
						8旅費	81	
						10需用費	8,364	
						11役務費	12,564	
						12委託料	75	
						13使用料及び 賃借料	380	
						17備品購入費	10,357	
計	187,835	37,161	224,996	県 38,253	△ 1,092			

款 2 総務費 項 6 統計調査費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 統計調査総 務費	35,253	△ 6,535	28,718		△ 6,535	2給料	△ 4,169	1統計事務費 △ 6,535 人件費
						3職員手当等	△ 1,231	
						4共済費	△ 1,135	
計	52,453	△ 6,535	45,918		△ 6,535			

款 2 総務費 項 7 監査委員費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 監査委員費	89,230	△ 1,667	87,563		△ 1,667	2給料	△ 420	1監査委員事務費 人件費
						3職員手当等	△ 924	
						4共済費	△ 323	
計	89,230	△ 1,667	87,563		△ 1,667			

款 2 総務費 項 8 防災費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 防災総務費	275,628	76,341	351,969		76,341	1報酬	163	1防災危機管理一般 管理費 人件費 2防災対策事業費
						2給料	31,583	
						3職員手当等	22,625	
						4共済費	10,772	
						12委託料	11,198	
2 交通安全対 策費	38,899	3,632	42,531		3,632	7報償費	3,632	1交通安全推進事業 費
計	314,527	79,973	394,500		79,973			
合計	24 ,180,121	24 509,909	24 ,690,030	国 26,995 県 38,253 他 125,399	319,262			

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 社会福祉総 務費	5 ,337,804	55,096	5 ,392,900	国 825 他 29,482	24,789	1報酬	1,483	1社会福祉一般管理 費 人件費 2民生事務費 (1) 人件費
						2給料	2,380	

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						3職員手当等	11,503	(2) 事業費 8,574 3新型コロナウイルス感染症対策基金費 21,485 4保健福祉センター運営費 4,683
						4共済費	3,806	
						8旅費	29	
						10需用費	1,898	
						12委託料	9,399	
						18負担金補助及び交付金	3,113	
						24積立金	21,485	
2 障害者福祉費	10 ,702,609	53,229	10 ,755,838	国 51,550	1,679	12委託料	1,679	1障害者福祉事務費・心身障害者福祉推進事業費 51,550
						18負担金補助及び交付金	51,550	2障害者福祉プラザ運営事業費 1,679
3 老人福祉費	2 ,643,864	168,411	2 ,812,275	国 158,450	9,961	10需用費	58	1老人保護措置費 20,600
						11役務費	42	2老人福祉施設運営費 3,502
						12委託料	9,961	3角川介護予防センター管理運営費 6,459
						18負担金補助及び交付金	158,350	4介護サービス事業所等支援事業費 137,850
5 国民年金費	76,305	△ 3,336	72,969	国 △ 3,336		2給料	△ 1,863	1基礎年金等事務費 人件費 △ 3,336
						3職員手当等	△ 1,372	
						4共済費	△ 101	
6 後期高齢者医療費	6 ,680,174	2,384	6 ,682,558		2,384	27繰出金	2,384	1後期高齢者医療事業特別会計繰出金 人件費 2,384



款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
7 介護保険費	6 ,678,472	△ 4,804	6 ,673,668		△ 4,804	27繰出金	△ 4,804	1介護保険事業特別 会計繰出金 人件費 △ 4,804
8 国民健康保 険費	2 ,366,921	6,222	2 ,373,143	国 613	5,609	27繰出金	6,222	1国民健康保険事業 特別会計繰出金 (1) 人件費 5,609 (2) 事業費 613
計	34 ,679,860	277,202	34 ,957,062	国 208,102 他 29,482	39,618			

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 児童福祉総 務費	3 ,337,062	145,426	3 ,482,488	国 48,133 県 1,403 他 15	95,875	1報酬	6,023	1児童福祉一般管理 費 55,638 人件費
						2給料	19,337	2私立保育所等補助 事業費 83,616
						3職員手当等	18,778	3児童健全育成事業 費 3,930
						4共済費	11,139	4子育て支援事業費 2,242
						8旅費	361	
						10需用費	2,242	
						18負担金補助 及び交付金	56,799	
						22償還金利子 及び割引料	30,747	
2 児童措置費	16 ,592,141	26,994	16 ,619,135	国 140	26,854	22償還金利子 及び割引料	26,994	1私立保育所等管理 運営費 26,994
3 母子福祉費	3 ,140,518	3,415	3 ,143,933	国 1,538 県 223 他 146	1,508	12委託料	3,415	1子育て短期支援事 業費 848 2母子施設事業費 2,567

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
5 保育所費	5 , 219, 721	△ 87, 243	5 , 132, 478	国 10, 923 他 △ 166	△ 98, 000	1報酬	△ 36, 956	△ 1市立保育所等管理 運営費 人件費 2病児・病後児保育 事業費 (1) 人件費 (2) 事業費 3医療的ケア児保育 事業費	△ 118, 393 14, 251 2, 758 11, 493 16, 899
						2給料	△ 37, 051		
						3職員手当等	△ 5, 391		
						4共済費	△ 28, 841		
						8旅費	△ 7, 396		
						17備品購入費	1, 029		
						18負担金補助 及び交付金	15, 870		
						22償還金利息 及び割引料	11, 493		
6 児童養護施設費	216, 096	3, 293	219, 389		3, 293	2給料	2, 633	1児童養護施設事業 費 人件費	3, 293
						3職員手当等	660		
7 児童館費	293, 938	6, 387	300, 325		6, 387	2給料	4, 209	1児童館運営事業費 (1) 人件費 (2) 事業費	6, 387 5, 295 1, 092
						3職員手当等	1, 074		
						12委託料	1, 092		
						18負担金補助 及び交付金	12		
計	30 , 328, 301	98, 272	30 , 426, 573	国 60, 734 県 1, 626 他 △ 5	35, 917				

款 3 民生費 項 3 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 生活保護総 務費	357,508	4,552	362,060	国 3,000	1,552	2給料	△ 148	1生活保護事務費 (1) 人件費 (2) 事業費	4,552 1,552 3,000
						3職員手当等	570		
						4共済費	1,130		
						18負担金補助 及び交付金	3,000		
2 扶助費	4 ,509,420	250,499	4 ,759,919	国 187,873	62,626	19扶助費	250,499	1生活保護事業費	250,499
計	4 ,866,928	255,051	5 ,121,979	国 190,873	64,178				

款 3 民生費 項 4 市民生活費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 市民生活総 務費	187,730	17,007	204,737		17,007	2給料	7,383	1市民生活一般管理 費 人件費	17,007
						3職員手当等	6,756		
						4共済費	2,868		
2 消費者対策 費	28,940	△ 1,812	27,128	他 △ 3	△ 1,809	1報酬	△ 1,126	1消費生活対策事業 費 人件費	△ 1,812
						3職員手当等	△ 397		
						4共済費	△ 270		
						8旅費	△ 19		
計	218,532	15,195	233,727	他 △ 3	15,198				

款 3 民生費 項 5 青少年女性費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 青少年女性 費	81,669	7,439	89,108		7,439	2給料	3,727	1青少年女性一般管 理費 人件費	7,439
						3職員手当等	2,691		

款 3 民生費 項 5 青少年女性費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						4共済費	1,021	
計	81,669	7,439	89,108		7,439			
合計	70 ,175,291	653,159	70 ,828,450	国 459,709 県 1,626 他 29,474	162,350			

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 保健衛生総 務費	837,794	△ 34,778	803,016		△ 34,778	2給料	△ 28,834	1保健衛生一般管理 費 人件費 2保健所運営費	△ 39,750 4,972
						3職員手当等	△ 5,178		
						4共済費	△ 5,738		
						10需用費	4,972		
2 母子保健事 業費	742,221	13,799	756,020	国 8,100	5,699	2給料	2,610	1母子保健一般管理 費 人件費 2切れ目ない子育て 支援体制構築事業 費	5,699 8,100
						3職員手当等	2,501		
						4共済費	588		
						12委託料	8,100		
5 予防費	4 ,046,044	313,672	4 ,359,716	国 190,316	123,356	11役務費	3,269	1感染症事業費 2小児慢性特定疾病 医療助成費	292,099 21,573
						19扶助費	310,403		
9 看護専門学 校費	124,868	△ 1,195	123,673		△ 1,195	1報酬	772	1管理運営事務費 人件費	△ 1,195
						2給料	△ 1,351		
						3職員手当等	△ 392		

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						4共済費	△ 182	
						8旅費	△ 42	
11 病院費	1 ,458,017	59,318	1 ,517,335	国 59,318		18負担金補助 及び交付金	6,665	1病院事業会計補助 金 6,665
						23投資及び出 資金	52,653	2病院事業会計出資 金 52,653
計	7 ,922,351	350,816	8 ,273,167	国 257,734	93,082			

款 4 衛生費 項 2 環境衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 環境衛生総 務費	1 ,936,955	△ 6,772	1 ,930,183	他 △ 24	△ 6,748	1報酬	△ 7,886	1環境衛生一般管理 費 △ 6,772
						2給料	825	人件費
						3職員手当等	△ 397	
						4共済費	1,011	
						8旅費	△ 325	
4 し尿処理費	450,713	△ 1,008	449,705	他 △ 3	△ 1,005	1報酬	△ 772	1つばき園費 人件費 △ 1,008
						3職員手当等	△ 154	
						4共済費	△ 82	
5 生活環境費	416,804	8,306	425,110		8,306	2給料	△ 3	1斎場管理費 (1) 人件費 8,306 (2) 事業費 51
						3職員手当等	46	8,255
						4共済費	8	
						10需用費	2,471	

款 4 衛生費 項 2 環境衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						12委託料	5,784	
6 環境保全費	144,518	4,200	148,718		4,200	12委託料	4,200	1地域し尿処理施設 費 4,200
7 地球温暖化 対策費	144,227	7,698	151,925		7,698	12委託料	7,698	1脱炭素化推進事業 費 6,000 2未来都市推進事業 費 1,698
8 産業廃棄物 対策費	30,764	△ 1,005	29,759	△ 1,005	1報酬		△ 738	1エコタウン推進事 業費 人件費 △ 1,005
					3職員手当等		△ 154	
					4共済費		△ 113	
計	4 ,347,612	4 11,419	4 ,359,031	他 △ 27	11,446			
合計	12 ,269,963	12 362,235	12 ,632,198	国 257,734 他 △ 27	104,528			

款 5 労働費 項 1 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 労働諸費	636,961	167	637,128		167	2給料	△ 182	1労政事務費 人件費 167
						3職員手当等	609	
						4共済費	△ 260	
2 職業訓練セ ンター費	7,142	10,000	17,142	他 10,000		24積立金	10,000	1富山で働き・学ぶ 生き方等応援奨学 基金費 10,000
計	644,103	10,167	654,270	他 10,000	167			

款 6 農林水産業費 項 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明		
				特定財源	一般財源	区分	金額			
1 農業委員会 費	105,306	13,051	118,357	他	5	13,046	1報酬	1,087	1農業委員会運営事 務費 人件費	13,051
							2給料	5,478		
							3職員手当等	4,446		
							4共済費	1,903		
							8旅費	137		
2 農業総務費	306,099	44,446	350,545	他	18	44,428	1報酬	3,782	1農業総務一般管理 費 人件費	44,446
							2給料	16,124		
							3職員手当等	17,812		
							4共済費	6,654		
							8旅費	74		
3 農業振興費	751,638	3,559	755,197	国	1,400	2,159	12委託料	2,159	1農業振興対策事業 費	1,400
							18負担金補助 及び交付金	1,400	2自然活用村管理運 営費	2,159
4 畜産振興費	3,413	8,000	11,413	国	8,000		18負担金補助 及び交付金	8,000	1畜産振興対策事業 費	8,000
5 農業技術特 産振興費	109,799	△ 2,152	107,647			△ 2,152	2給料	△ 1,940	1営農サポートセン ター管理運営費 人件費	△ 2,152
							3職員手当等	293		
							4共済費	△ 505		
6 山村振興費	372,890	3,440	376,330			3,440	12委託料	3,440	1山村振興対策事業 費	3,440

款 6 農林水産業費 項 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
7 公設地方卸 売市場費	219,729	413,602	633,331		413,602	27繰出金	413,602	1公設地方卸売市場 事業特別会計繰出 金 (1) 人件費 9,124 (2) 事業費 404,478
計	1,868,874	483,946	2,352,820	2国 9,400 他 23	474,523			

款 6 農林水産業費 項 2 農地費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 農地総務費	178,691	4,417	183,108		4,417	2給料 3職員手当等 4共済費	3,824 769 △ 176	1農地事務費 人件費 4,417
2 土地改良費	1,085,467	23,267	1,108,734	1債 16,000 他 5	7,262	1報酬 3職員手当等 4共済費 8旅費 18負担金補助 及び交付金	1,088 224 212 45 21,698	1小規模土地改良事 業費補助金 21,135 2土地改良事業費補 助金 563 3国営土地改良事業 費補助金 1,569 人件費
4 農業集落排 水費	998,287	8,904	1,007,191		8,904	27繰出金	8,904	1農業集落排水事業 特別会計繰出金 (1) 人件費 121 (2) 事業費 8,783
計	2,270,335	36,588	2,306,923	2債 16,000 他 5	20,583			



款 6 農林水産業費 項 3 林業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 林業総務費	129,538	△ 6,248	123,290		△ 6,248	2給料	△ 4,238	1林業事務費 人件費	△ 6,248
						3職員手当等	△ 1,133		
						4共済費	△ 877		
2 林業振興費	504,968	2,088	507,056	国	2,088	18負担金補助 及び交付金	2,088	1林業振興対策事業 費	2,088
計	634,506	△ 4,160	630,346	国	2,088	△ 6,248			

款 6 農林水産業費 項 4 水産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 水産業総務 費	33,635	△ 11,190	22,445		△ 11,190	2給料	△ 5,640	1水産事務費 人件費	△ 11,190
						3職員手当等	△ 3,653		
						4共済費	△ 1,897		
2 水産業振興 費	18,371	7,750	26,121	国	7,750	18負担金補助 及び交付金	7,750	1沿岸漁業振興対策 事業費 2内水面漁業振興対 策事業費	2,850 4,900
3 漁港管理費	238,484	1,000	239,484		1,000	10需用費	1,000	1漁港管理費	1,000
計	290,490	△ 2,440	288,050	国	7,750	△ 10,190			
合計	5 ,064,205	513,934	5 ,578,139	国 債 他	19,238 16,000 28	478,668			

款 7 商工費 項 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明		
				特定財源	一般財源	区分	金額			
1 商工総務費	1 ,113,487	28,985	1 ,142,472	他	△ 12	28,997	1報酬	△ 3,296	1商工一般管理事務 費 人件費	28,985

款 7 商工費 項 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						2給料	14,143	
						3職員手当等	13,045	
						4共済費	5,257	
						8旅費	△ 164	
2 商業振興費	673,929	2,324	676,253	国 2,324		12委託料	2,324	1経営改善指導費 2,324
4 工業振興費	375,105	180,026	555,131	国 180,000	26	2給料	△ 99	1中小企業育成事業 180,026 費 (1) 人件費 26 (2) 事業費 180,000
						3職員手当等	125	
						11役務費	99	
						12委託料	9,901	
						18負担金補助 及び交付金	170,000	
7 物産振興費	75,936	403	76,339		403	18負担金補助 及び交付金	403	1岩瀬カナル会館事 業費 403 人件費
8 観光振興費	1 ,456,087	11,647	1 ,467,734		11,647	12委託料	8,149	1観光客誘致宣伝費 630 人件費
						18負担金補助 及び交付金	3,498	2観光施設費 8,149 3立山山麓活性化事 業費 2,868 人件費
10 牛岳温泉健 康センター 費	50,397	3,765	54,162		3,765	27繰出金	3,765	1牛岳温泉健康セン ター事業特別会計 繰出金 3,765
11 牛岳温泉ス キー場費	19,070	14,000	33,070		14,000	27繰出金	14,000	1牛岳温泉スキー場 事業特別会計繰出 金 14,000

款 7 商工費 項 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	5 ,737,219	241,150	5 ,978,369	国 182,324 他 △ 12	58,838			

款 8 土木費 項 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 土木総務費	688,194	9,477	697,671		9,477	2給料	1,581	1土木一般管理費 人件費 9,477
						3職員手当等	5,595	
						4共済費	2,301	
計	688,194	9,477	697,671		9,477			

款 8 土木費 項 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 道路維持費	2 ,740,752	11,718	2 ,752,470	他 △ 9	11,727	1報酬	△ 2,357	1道路維持管理費 人件費 △ 8,879 2雪対策事業費 (1) 人件費 20,597 (2) 事業費 597 20,000
						2給料	△ 4,561	
						3職員手当等	△ 118	
						4共済費	△ 1,169	
						8旅費	△ 77	
						10需用費	20,000	
3 道路新設改 良費	1 ,090,377	10,000	1 ,100,377	債 9,000	1,000	14工事請負費	10,000	1市道整備事業費 10,000
4 橋りょう維 持費	1 ,431,389	△ 2,130	1 ,429,259		△ 2,130	2給料	△ 705	1橋りょう維持補修 事業費 △ 2,130 人件費
						3職員手当等	△ 1,201	

款 8 土木費 項 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						4共済費	△ 224	
計	5 , 430, 720	19, 588	5 , 450, 308	債 9, 000 他 △ 9	10, 597			

款 8 土木費 項 3 河川水路費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 河川水路総 務費	35, 176	10, 212	45, 388		10, 212	2給料	4, 617	1河川水路事務費 人件費 10, 212
						3職員手当等	3, 172	
						4共済費	2, 423	
計	711, 705	10, 212	721, 917		10, 212			

款 8 土木費 項 5 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 都市計画総 務費	1 , 128, 571	△ 111, 279	1 , 017, 292		△ 111, 279	2給料	△ 62, 338	1都市計画管理費 人件費 △ 111, 279
						3職員手当等	△ 31, 574	
						4共済費	△ 17, 367	
3 街路事業費	781, 912	△ 4, 447	777, 465		△ 4, 447	2給料	△ 2, 499	1街路整備事業費 人件費 △ 4, 447
						3職員手当等	△ 1, 309	
						4共済費	△ 639	
4 公園費	1 , 997, 711	6, 840	2 , 004, 551		6, 840	2給料	2, 435	1公園管理費 人件費 6, 840
						3職員手当等	3, 709	
						4共済費	696	

款 8 土木費 項 5 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
7 公共交通対 策費	1 ,629,056	68,075	1 ,697,131	国 65,000	3,075	3職員手当等	120	1公共交通活性化推 進事業費 66,792 2生活交通対策事業 費 1,283 (1) 人件費 226 (2) 事業費 1,057
						4共済費	106	
						10需用費	1,057	
						12委託料	1,792	
						18負担金補助 及び交付金	65,000	
計	14 ,250,449	△ 40,811	14 ,209,638	国 65,000	△ 105,811			

款 8 土木費 項 6 住宅費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 住宅管理費	707,599	△ 8,719	698,880		△ 8,719	2給料	△ 4,669	1市営住宅管理費 人件費 △ 8,719
						3職員手当等	△ 2,235	
						4共済費	△ 1,815	
3 賃貸住宅・ 店舗費	136,360	250,000	386,360		250,000	27繰出金	250,000	1賃貸住宅・店舗事 業特別会計繰出金 250,000
計	845,812	241,281	1 ,087,093		241,281			
合計	21 ,929,458	239,747	22 ,169,205	国 65,000 債 9,000 他 △ 9	165,756			

款 9 消防費 項 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 常備消防費	3 ,805,185	24,815	3 ,830,000		24,815	2給料	△ 15,550	1一般事務費 人件費 24,815
						3職員手当等	33,271	

款 9 消防費 項 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						4共済費	7,094	
計	4 ,997,550	24,815	5 ,022,365		24,815			

款10 教育費 項 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 事務局費	1 ,438,352	△ 7,453	1 ,430,899	15	△ 7,468	1報酬	1,185	△ 1事務局一般管理費 10,297 人件費
						2給料	△ 9,717	2学校保健事務費 人件費 2,844
						3職員手当等	△ 695	
						4共済費	△ 952	
						8旅費	△ 118	
						18負担金補助 及び交付金	2,844	
5 教育センター費	146,565	5,857	152,422		5,857	2給料	3,534	1教育センター管理 運営事務費 5,857 人件費
						3職員手当等	1,444	
						4共済費	879	
6 野外教育活動センター費	103,564	△ 7,802	95,762		△ 7,802	3職員手当等	59	1野外教育活動セン ター管理運営事務 費 △ 7,802 人件費
						4共済費	8	
						18負担金補助 及び交付金	△ 7,869	
計	2 ,133,036	△ 9,398	2 ,123,638	15	△ 9,413			

款10 教育費 項 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 学校管理費	3 ,547,016	126,723	3 ,673,739	他 225	126,498	1報酬	△ 2,428	1総務学校管理事務 費 (1) 人件費 (2) 事業費	126,723  24,124 102,599
						2給料	14,036		
						3職員手当等	9,127		
						4共済費	4,674		
						8旅費	△ 1,285		
						10需用費	101,699		
						12委託料	900		
2 教育振興費	295,805	31,561	327,366	国 31,561		17備品購入費	31,561	1教育機器特別整備 充実事業費	31,561
計	4 ,835,981	158,284	4 ,994,265	国 31,561 他 225	126,498				

款10 教育費 項 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 学校管理費	1 ,570,882	917	1 ,571,799	他 106	811	1報酬	△ 1,949	1総務学校管理事務 費 (1) 人件費 (2) 事業費	917  △ 39,978 40,895
						2給料	△ 19,177		
						3職員手当等	△ 10,825		
						4共済費	△ 6,595		
						8旅費	△ 1,432		
						10需用費	40,895		
2 教育振興費	238,113	20,931	259,044	国 20,931		17備品購入費	20,931	1教育機器特別整備 充実事業費	20,931

款10 教育費 項 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	3 ,080,543	21,848	3 ,102,391	国 20,931 他 106	811			

款10 教育費 項 4 幼稚園費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 幼稚園費	334,559	△ 58,652	275,907	他 8	△ 58,660	1報酬	△ 11,095	1総務事務費 △ 58,652
						2給料	△ 23,885	(1) 人件費 △ 60,031
						3職員手当等	△ 13,687	(2) 事業費 1,379
						4共済費	△ 10,387	
						8旅費	△ 977	
						10需用費	1,379	
計	334,559	△ 58,652	275,907	他 8	△ 58,660			

款10 教育費 項 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 社会教育総 務費	213,057	6,175	219,232		6,175	2給料	3,100	1一般管理事務費 6,175 人件費
						3職員手当等	2,288	
						4共済費	787	
2 文化費	212,628	2,866	215,494	他 11	2,855	1報酬	1,760	1埋蔵文化財調査事 2,429 業費
						3職員手当等	179	人件費 437 2大山歴史民俗資料 館等管理運営費
						4共済費	380	
						8旅費	110	



款10 教育費 項 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						10需用費	437	
3 公民館費	535,798	8,903	544,701	他 6	8,897	1報酬	3,191	1管理運営事務費 (1) 人件費 8,903 (2) 事業費 6,356 2,547
						4共済費	2,708	
						8旅費	457	
						10需用費	847	
						12委託料	1,700	
4 郷土博物館 費	107,583	2,550	110,133	他 6	2,544	1報酬	2,449	1管理運営事務費 (1) 人件費 2,550 (2) 事業費 △ 291 2,841
						2給料	△ 2,715	
						3職員手当等	△ 55	
						4共済費	△ 30	
						8旅費	60	
						10需用費	2,841	
5 民俗民芸村 費	185,792	△ 4,783	181,009	他 49	△ 4,832	1報酬	△ 2,536	1管理運営事務費 (1) 人件費 △ 4,783 (2) 事業費 △ 7,419 2,636
						2給料	△ 3,280	
						3職員手当等	△ 451	
						4共済費	△ 1,047	
						8旅費	△ 105	
						10需用費	2,636	

款10 教育費 項 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
6 図書館費	792,862	12,435	805,297	他 21	12,414	1報酬	6,161	1管理運営事務費 12,435 (1) 人件費 △ 3,298 (2) 事業費 15,733
						2給料	△ 8,280	
						3職員手当等	△ 817	
						4共済費	△ 910	
						8旅費	548	
						10需用費	15,733	
7 科学博物館費	568,364	△ 4,760	563,604	国 他 1,500 5	△ 6,265	1報酬	1,731	1管理運営事務費 △ 4,760 △ (1) 人件費 12,169 (2) 事業費 7,409
						2給料	△ 8,671	
						3職員手当等	△ 3,271	
						4共済費	△ 1,958	
						10需用費	5,909	
						12委託料	1,500	
8 市民学習センター費	231,447	4,573	236,020	国 1,500	3,073	2給料	264	1管理運営事務費 1,836 (1) 人件費 336 (2) 事業費 1,500 2大沢野生涯学習センター管理運営費 2,737 (1) 人件費 966 (2) 事業費 1,771
						3職員手当等	927	
						4共済費	111	
						10需用費	1,771	
						17備品購入費	1,500	
計	2 ,847,531	27,959	2 ,875,490	国 他 3,000 98	24,861			

款10 教育費 項 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
合計	13 , 231, 650	140, 041	13 , 371, 691	国 55, 492 他 452	84, 097			

款11 災害復旧費 項 1 農林水産施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 農業用施設 災害復旧費	44, 000	15, 000	59, 000	県 9, 750 債 4, 700	550	14工事請負費	15, 000	1農地農業用施設災 害復旧事業費 15, 000
計	77, 000	15, 000	92, 000	県 9, 750 債 4, 700	550			
合計	79, 500	15, 000	94, 500	県 9, 750 債 4, 700	550			

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 〔年間支給率 (月分)〕	地 域 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	3		34,332	13,690 (3.30)		134	48,156	7,248	55,404	通勤手当 134
	議 員	38	263,060		105,536 (3.30)			368,596	88,100	456,696	
	そ の 他 の 特 別 職	85	37,529	24,300	9,693 (3.30)		261	71,783	6,318	78,101	通勤手当 261
	計	126	300,589	58,632	128,919		395	488,535	101,666	590,201	通勤手当 395
補 正 前	長 等	3		34,332	13,483 (3.25)		134	47,949	7,244	55,193	通勤手当 134
	議 員	38	275,520		108,199 (3.25)			383,719	88,100	471,819	
	そ の 他 の 特 別 職	85	37,529	24,300	9,545 (3.25)		267	71,641	6,306	77,947	通勤手当 267
	計	126	313,049	58,632	131,227		401	503,309	101,650	604,959	通勤手当 401
比 較	長 等				207			207	4	211	
	議 員		△ 12,460		△ 2,663			△ 15,123		△ 15,123	
	そ の 他 の 特 別 職				148		△ 6	142	12	154	通勤手当 △6
	計		△ 12,460		△ 2,308		△ 6	△ 14,774	16	△ 14,758	通勤手当 △6

2 一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(42) 2,994		11,009,719	8,362,930	19,372,649	3,597,142	22,969,791	
補正前	(49) 3,048		11,251,619	8,135,396	19,387,015	3,621,135	23,008,150	
比 較	(△7) △54		△241,900	227,534	△14,366	△23,993	△38,359	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員数で外数

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 当 手 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後	335,207	9,501	272,766	352,671	156,554	243,140		113,258
	補正前	302,502	9,501	272,748	359,041	155,022	250,925		91,065
	比 較	32,705		18	△6,370	1,532	△7,785		22,193
職員手当 の内訳	区 分	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	981,742	187,391	115	3,620	2,448,194	2,041,375	2,385	1,215,011
	補正前	840,388	182,929	22	600	2,481,819	1,971,566	2,257	1,215,011
	比 較	141,354	4,462	93	3,020	△33,625	69,809	128	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 241,900	給与改定に伴う増減分 30,318		
		昇給に伴う増加分 0		
		その他の増減分 △ 272,218		
職員手当	227,534	制度改正に伴う増減分 101,432	期末・勤勉手当 101,432	支給割合の引上げ
		その他の増減分 126,102		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般職	技能職	消防職	教育職	医療職
令和4年10月1日現在	平均給料月額(円)	311,847	282,952	312,591	449,400	529,420
	平均年齢(歳)	40.1	48.2	38.9	52.10	52.10
令和3年10月1日現在	平均給料月額(円)	307,827	282,925	307,875	441,233	526,060
	平均年齢(歳)	39.8	48.3	38.3	51.10	51.10

イ 初任給

区 分	一般職 (円)	技能職 (円)	消防職 (円)	教育職 (円)	医療職 (円)
高 校 卒	158,900	156,800	181,100		
大 学 卒	191,700		219,200	205,700	278,300

ウ 級 別 職 員 数

区 分		一 般 職		技 能 職		消 防 職		教 育 職		医 療 職	
		職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
令和4年10月1日現在	10級					1	0.2				
	9級	11	0.5								
	8級	11	0.5			4	0.9				
	7級	61	2.8			17	3.6				
	6級	312	14.6			8	1.7				
	5級	201	9.4			28	6.0	1	33.3		
	4級	378	17.6	215	64.2	(8) 65	(88.9) 13.9	1	33.3	3	60.0
	3級	(17) 567	(100.0) 26.5	(16) 65	(100.0) 19.4	(1) 142	(11.1) 30.5	1	33.4	1	20.0
	2級	291	13.6	10	3.0	60	12.9			1	20.0
	1級	311	14.5	45	13.4	141	30.3				
	計	(17) 2,143	(100.0) 100.0	(16) 335	(100.0) 100.0	(9) 466	(100.0) 100.0			3 100.0	5 100.0
令和3年10月1日現在	10級					1	0.2				
	9級	9	0.4								
	8級	15	0.7			5	1.1				
	7級	52	2.4			11	2.3				
	6級	294	13.7			11	2.3				
	5級	202	9.5			24	5.1	1	33.3		
	4級	375	17.5	218	62.5	(7) 66	(70.0) 14.1			3	60.0
	3級	(28) 558	(100.0) 26.0	(15) 85	(100.0) 24.3	(3) 140	(30.0) 29.9	2	66.7	1	20.0
	2級	283	13.2	7	2.0	67	14.3			1	20.0
	1級	356	16.6	39	11.2	144	30.7				
	計	(28) 2,144	(100.0) 100.0	(15) 349	(100.0) 100.0	(10) 469	(100.0) 100.0			3 100.0	5 100.0

※ ( ) 内は、短時間勤務職員で外数



エ 期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補 正 後	(1.125)	(1.175)	(2.3)	有	
	2.15	2.25	4.4		
補 正 前	(1.125)	(1.125)	(2.25)	有	
	2.15	2.15	4.3		
国 の 制 度	(1.125)	(1.175)	(2.3)	有	
	2.15	2.25	4.4		

※ ( ) 内は、再任用職員の標準的な支給率

オ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	退職手当の調整額 (0円～65,000円)×60月 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	退職手当の調整額 (0円～95,400円)×60月 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	

カ 地 域 手 当

支 給 対 象 地 域	富 山 市 内 (医療職給料表適用者を除く)	富 山 市 内 (医療職給料表適用者)
支 給 率 (%)	3	16
支給対象職員数 (人)	3,031	5
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	3	16

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一 般 職	技 能 職
給料総額に対する比率 (%)	1.0	0.3	2.4
支給対象職員の比率 (令和4年10月1日現在) (%)	37.1	26.3	36.8
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃業務手当、介護・保育等業務手当、消防業務手当		

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円

3 一 般 職 (会計年度任用職員)

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,669)	2,400,638		459,270	2,859,908	410,683	3,270,591	
補 正 前	(1,623)	2,450,419		481,587	2,932,006	434,389	3,366,395	
比 較	(46)	△ 49,781		△ 22,317	△ 72,098	△ 23,706	△ 95,804	

※ ( ) 内は、第1号会計年度任用職員数で外数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)
	補 正 後	459,270
	補 正 前	481,587
	比 較	△ 22,317

(2) 報酬及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
報 酬	△ 49,781	その他の増減分 △ 49,781	報酬 △ 49,781	
職 員 手 当	△ 22,317	その他の増減分 △ 22,317	期末手当 △ 22,317	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の補正

当該年度提出に係る分（追加）

（単位 千円）

事 項	限度額	3年度末までの 支出（見込）額		4年度以降の 支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
大沢野行政サービスセンター庁舎防犯カメラ賃借料 （令和4年度分）	53			令和5年度	53		53
県議会議員選挙ポスター掲示場設置等業務委託費 （令和4年度分）	45,331			令和4年度 ～ 令和5年度	45,331	県 45,331	
リフレッシュ事業費 （令和4年度分）	74,000			令和4年度 ～ 令和5年度	74,000	国 15,000	59,000
市道整備事業費 （令和4年度分）	177,600			令和4年度 ～ 令和5年度	177,600	国 49,650	127,950
浸水対策事業費 （令和4年度分）	19,000			令和4年度 ～ 令和5年度	19,000	国 9,500	9,500

地方債の現在高の見込みに関する調書の補正

(単位 千円)

区 分	4年度中増減見込み			4年度末現在高見込額		
	4年度中起債見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
	補正前の額	補正額	補正後の額			
1 普通債	13,186,000	25,000	13,211,000	155,093,095	25,000	155,118,095
(1) 土木	4,447,000	9,000	4,456,000	61,843,239	9,000	61,852,239
(2) 農林水産	490,200	16,000	506,200	5,415,849	16,000	5,431,849
2 災害復旧債	20,600	4,700	25,300	94,820	4,700	99,520
(2) 農林水産	20,600	4,700	25,300	71,038	4,700	75,738
合 計	19,506,600	29,700	19,536,300	242,890,140	29,700	242,919,840

# 駐 車 場 事 業 特 別 会 計



議案第 1 2 8 号

令和 4 年度富山市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度富山市の駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久



第1表 歳入歳出予算補正  
歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐車場費		331,403		331,403
	1 駐車場管理費	331,403		331,403
歳 出 合 計		331,403		331,403

# 歳入歳出予算事項別明細書

## 1 歳 出

款 1 駐車場費 項 1 駐車場管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 駐車場管理 費	211,744	2,890	214,634	他 2,890		12委託料	2,890	1駐車場管理費 2,890
2 繰出金	119,659	△ 2,890	116,769	他 △ 2,890		27繰出金	△ 2,890	1一般会計繰出金 △ 2,890
計	331,403		331,403					



# 後期高齢者医療事業特別会計



議案第 1 2 9 号

令和 4 年度富山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度富山市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 3 8 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 6 8 0, 4 9 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		6,680,174	2,384	6,682,558
	1 一般会計繰入金	6,680,174	2,384	6,682,558
歳入合計		11,678,107	2,384	11,680,491

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		135,735	2,384	138,119
	1 総務管理費	118,135	2,384	120,519
歳 出	合 計	11,678,107	2,384	11,680,491



## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 歳 入

款 2 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 事務費繰入 金	352,060	2,384	354,444	1事務費繰入 金	2,384	1事務費繰入金 2,384
計	6 ,680,174	2,384	6 ,682,558			

## 2 歳 出

款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	118,135	2,384	120,519	他 2,384		2給料	△ 950	1一般管理費 人件費 2,384
						3職員手当等	3,424	
						4共済費	△ 90	
計	118,135	2,384	120,519	他 2,384				
合計	135,735	2,384	138,119	他 2,384				

# 給 与 費 明 細 書

## 一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

### (1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	5		15,172	11,837	27,009	4,936	31,945	
補正前	5		16,122	8,593	24,715	5,026	29,741	
比 較			△ 950	3,244	2,294	△ 90	2,204	

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 当 手 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後			370	467	300	693		21
	補正前			120	488	300	651		21
	比 較			250	△ 21		42		
	区 分	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 当 手 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	4,000				3,280	2,706		
	補正前	760				3,490	2,763		
比 較	3,240				△ 210	△ 57			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 950	給与改定に伴う増減分 113		
		昇給に伴う増加分 0		
		その他の増減分 △ 1,063		
職員手当	3,244	制度改正に伴う増減分 140	勤 勉 手 当 140	支給割合の引上げ
		その他の増減分 3,104		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一 般 職
令 和 4 年 1 0 月 1 日 現 在	平均給料月額 (円)	255,380
	平均年齢 (歳)	34.9
令 和 3 年 1 0 月 1 日 現 在	平均給料月額 (円)	261,940
	平均年齢 (歳)	36.1

イ 級 別 職 員 数

区 分		一 般 職		区 分		一 般 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)			職員数 (人)	構成比 (%)
令 和 4 年 10 月 1 日 現 在	9級			令 和 3 年 10 月 1 日 現 在	9級		
	8級				8級		
	7級				7級		
	6級				6級		
	5級				5級		
	4級	1	20.0		4級	1	20.0
	3級	1	20.0		3級	2	40.0
	2級				2級		
	1級	3	60.0		1級	2	40.0
計	5	100.0	計	5	100.0		

ウ 期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2月 (月分)			
補 正 後	2.15	2.25	4.4	有	
補 正 前	2.15	2.15	4.3	有	
国 の 制 度	2.15	2.25	4.4	有	

エ 地域手当

支給対象地域	富山市内
支給率 (%)	3
支給対象職員数 (人)	5
国の指定基準に基づく支給率 (%)	3

オ 特殊勤務手当

区 分	一般職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (令和4年10月1日現在) (%)	0.0
代表的な特殊勤務手当の名称	市税等賦課・徴収手当

カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円



# 介護保険事業特別会計





議案第130号

令和4年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度富山市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,799千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,137,988千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月30日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		7,112,973	△ 4,804	7,108,169
	1 一般会計繰入金	6,678,472	△ 4,804	6,673,668
8 諸収入		21,292	5	21,297
	4 雑入	6,289	5	6,294
歳入	合計	45,142,787	△ 4,799	45,137,988

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		780,451	△ 4,799	775,652
	1 総務管理費	364,063	△ 4,799	359,264
歳 出	合 計	45,142,787	△ 4,799	45,137,988

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 歳 入

款 7 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
4 その他一般 会計繰入金	776,106	△ 4,804	771,302	1職員給与費 等繰入金	△ 5,938	1職員給与費等繰入金 <span style="float: right;">△ 5,938</span>
				2事務費繰入 金	1,134	1事務費繰入金 <span style="float: right;">1,134</span>
計	6 ,678,472	△ 4,804	6 ,673,668			
合計	7 ,112,973	△ 4,804	7 ,108,169			

款 8 諸収入 項 4 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 雑入	6,289	5	6,294	1雑入	5	1雇用保険料戻入金 <span style="float: right;">5</span>
計	6,289	5	6,294			
合計	21,292	5	21,297			

## 2 歳 出

款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	364,063	△ 4,799	359,264	他 △ 4,799		1報酬	939	1一般管理事務費 人件費 △ 4,799
						2給料	△ 5,798	
						3職員手当等	1,803	
						4共済費	△ 1,796	
						8旅費	53	
計	364,063	△ 4,799	359,264	他 △ 4,799				
合計	780,451	△ 4,799	775,652	他 △ 4,799				

# 給 与 費 明 細 書

## 1 一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

### (1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	39		129,584	83,349	212,933	42,235	255,168	
補正前	39		135,382	81,943	217,325	44,081	261,406	
比 較			△ 5,798	1,406	△ 4,392	△ 1,846	△ 6,238	

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 当 手 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後	1,396		1,429	3,974	1,194	3,877		
	補正前	2,044		1,194	4,161	1,440	4,254		
	比 較	△ 648		235	△ 187	△ 246	△ 377		
職員手当 の内訳	区 分	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 当 手 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	20,000	97			28,125	23,257		
	補正前	16,000	200			29,386	23,264		
	比 較	4,000	△ 103			△ 1,261	△ 7		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 5,798	給与改定に伴う増減分 516		
		昇給に伴う増加分 0		
		その他の増減分 △ 6,314		
職員手当	1,406	制度改正に伴う増減分 1,178	勤 勉 手 当 1,178	支給割合の引上げ
		その他の増減分 228		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一 般 職
令和4年10月1日現在	平均給料月額 (円)	287,289
	平均年齢 (歳)	35.7
令和3年10月1日現在	平均給料月額 (円)	280,877
	平均年齢 (歳)	35.2



イ 級 別 職 員 数

区 分		一 般 職		区 分		一 般 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)			職員数 (人)	構成比 (%)
令 和 4 年 10 月 1 日 現 在	9級			令 和 3 年 10 月 1 日 現 在	9級		
	8級				8級		
	7級				7級		
	6級	2	5.3		6級	3	7.7
	5級	4	10.5		5級	4	10.3
	4級	6	15.8		4級	3	7.7
	3級	13	34.2		3級	14	35.8
	2級	2	5.3		2級	4	10.3
	1級	11	28.9		1級	11	28.2
計	38	100.0	計	39	100.0		

ウ 期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2月 (月分)			
補 正 後	2.15	2.25	4.4	有	
補 正 前	2.15	2.15	4.3	有	
国 の 制 度	2.15	2.25	4.4	有	

エ 地域手当

支給対象地域	富山市内
支給率 (%)	3
支給対象職員数 (人)	39
国の指定基準に基づく支給率 (%)	3

オ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円

2 一 般 職 (会計年度任用職員)

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(22)	37,086		7,416	44,502	6,429	50,931	
補 正 前	(21)	36,147		7,319	43,466	6,379	49,845	
比 較	(1)	939		97	1,036	50	1,086	

※ ( ) 内は、第1号会計年度任用職員数で外数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)
	補 正 後	7,416
	補 正 前	7,319
	比 較	97

(2) 報酬及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
報 酬	939	その他の増減分	939 報酬	939
職 員 手 当	97	その他の増減分	97 期末手当	97

# 国民健康保険事業特別会計



議案第 1 3 1 号

令和 4 年度富山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）  
令和 4 年度富山市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0, 5 9 2 千円を  
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 2, 5 6 8, 3  
6 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに  
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」に  
よる。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		5,874,738	462	5,875,200
	1 国民健康保険料	5,874,738	462	5,875,200
3 県支出金		24,011,788	3,908	24,015,696
	1 県負担金・補助金	24,011,788	3,908	24,015,696
5 繰入金		2,630,550	6,222	2,636,772
	1 一般会計繰入金	2,366,921	6,222	2,373,143
歳入合計		32,557,773	10,592	32,568,365

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		431,617	6,071	437,688
	1 総務管理費	364,789	6,071	370,860
2 保険給付費		23,470,622	3,908	23,474,530
	6 傷病手当金	1,152	3,908	5,060
4 保健事業費		280,867	613	281,480
	2 保健事業費	66,263	613	66,876
歳 出	合 計	32,557,773	10,592	32,568,365



## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 歳 入

款 1 国民健康保険料 項 1 国民健康保険料 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般被保険者国民健康 保険料	5 873,234	462	5 873,696	1医療給付費 分現年度賦 課分	462	1現年度分  462
計	5 874,738	462	5 875,200			

款 3 県支出金 項 1 県負担金・補助金 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 保険給付費 等交付金	23 979,481	3,908	23 983,389	2保険給付費 等交付金（ 特別交付金 ）	3,908	1保険給付費等交付金（特別交付金） 国特別調整交付金分  3,908
計	24 011,788	3,908	24 015,696			

款 5 繰入金 項 1 一般会計繰入金 (単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰 入金	2 366,921	6,222	2 373,143	3職員給与費 等繰入金	5,609	1職員給与費等繰入金  5,609
				6その他一般 会計繰入金	613	1その他一般会計繰入金  613
計	2 366,921	6,222	2 373,143			
合計	2 630,550	6,222	2 636,772			

## 2 歳 出

### 款 1 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	361,098	6,071	367,169	他 6,071		1報酬	369	1一般管理費 人件費 6,071
						2給料	△ 619	
						3職員手当等	6,295	
						8旅費	26	
計	364,789	6,071	370,860	他 6,071				
合計	431,617	6,071	437,688	他 6,071				

### 款 2 保険給付費 項 6 傷病手当金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 傷病手当金	1,152	3,908	5,060	県 3,908		18負担金補助 及び交付金	3,908	1傷病手当金 3,908
計	1,152	3,908	5,060	県 3,908				
合計	23 ,470,622	3,908	23 ,474,530	県 3,908				

### 款 4 保健事業費 項 2 保健事業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 保健事業費	66,263	613	66,876	他 613		11役務費	165	1保健事業費 613
						17備品購入費	448	
計	66,263	613	66,876	他 613				
合計	280,867	613	281,480	他 613				

# 給 与 費 明 細 書

## 1 一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

### (1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1) 25		86,661	56,021	142,682	28,577	171,259	
補正前	(1) 26		87,280	49,006	136,286	28,644	164,930	
比 較	△ 1		△ 619	7,015	6,396	△ 67	6,329	

※ ( ) 内は、短時間勤務職員数で外数

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 当 手 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後	1,396		1,082	2,673	1,536	2,051		76
	補正前	2,044		1,784	2,733	1,626	2,334		76
	比 較	△ 648		△ 702	△ 60	△ 90	△ 283		
	区 分	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	12,300	48			19,165	15,694		
	補正前	4,185				19,121	15,103		
比 較	8,115	48			44	591			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
給 料	△ 619	給与改定に伴う増減分 330		
		昇給に伴う増加分 0		
		その他の増減分 △ 949		
職員手当	7,015	制度改正に伴う増減分 783	勤 勉 手 当 783	支給割合の引上げ
		その他の増減分 6,232		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一 般 職
令 和 4 年 1 0 月 1 日 現 在	平均給料月額 (円)	287,756
	平均年齢 (歳)	36.7
令 和 3 年 1 0 月 1 日 現 在	平均給料月額 (円)	275,331
	平均年齢 (歳)	35.11

イ 級別職員数

区 分		一 般 職		区 分		一 般 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)			職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年10月1日現在	9級			令和3年10月1日現在	9級		
	8級				8級		
	7級				7級		
	6級	2	8.0		6級	3	10.3
	5級	4	16.0		5級	1	3.5
	4級	2	8.0		4級	4	13.8
	3級	(1) 8	(100.0) 32.0		3級	10	34.5
	2級	2	8.0		2級	4	13.8
	1級	7	28.0		1級	7	24.1
計	(1) 25	(100.0) 100.0	計	29	100.0		

※ ( ) 内は、短時間勤務職員で外数

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補正後	(1.125)	(1.175)	(2.3)	有	
	2.15	2.25	4.4		
補正前	(1.125)	(1.125)	(2.25)	有	
	2.15	2.15	4.3		
国の制度	(1.125)	(1.175)	(2.3)	有	
	2.15	2.25	4.4		

※ ( ) 内は、再任用職員の標準的な支給率

エ 地域手当

支給対象地域	富山市内
支給率 (%)	3
支給対象職員数 (人)	26
国の指定基準に基づく支給率 (%)	3

オ 特殊勤務手当

区 分	一般職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (令和4年10月1日現在) (%)	0.0
代表的な特殊勤務手当の名称	市税等賦課・徴収手当

カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円

2 一 般 職 (会計年度任用職員)

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(19)	30,668		6,082	36,750	5,964	42,714	
補 正 前	(18)	30,299		6,082	36,381	5,897	42,278	
比 較	(1)	369			369	67	436	

※ ( ) 内は、第1号会計年度任用職員数で外数

(2) 報酬の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
報 酬	369	その他の増減分	報酬 369	

# 企業団地造成事業特別会計





議案第 1 3 2 号

令和 4 年度富山市企業団地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）  
令和 4 年度富山市の企業団地造成事業特別会計補正予算（第 3 号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 8 0 , 9 7 4 千円  
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 , 9 0 2 , 4  
3 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに  
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」に  
よる。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		1,093,109	655,954	1,749,063
	2 財産売払収入	1,017,076	655,954	1,673,030
3 諸収入		10,552	25,020	35,572
	1 雑入	10,552	25,020	35,572
歳入	合計	1,221,464	680,974	1,902,438

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		384,883	680,974	1,065,857
	1 公債費	384,883	680,974	1,065,857
歳 出 合 計		1,221,464	680,974	1,902,438

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 歳 入

款 1 財産収入 項 2 財産売却収入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 不動産売却 収入	1 ,017,076	655,954	1 ,673,030	1土地売却 収入	655,954	1土地売却収入  655,954
計	1 ,017,076	655,954	1 ,673,030			
合計	1 ,093,109	655,954	1 ,749,063			

款 3 諸収入 項 1 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 雑入	10,552	25,020	35,572	1雑入	25,020	1雑入  25,020
計	10,552	25,020	35,572			

## 2 歳 出

款 2 公債費 項 1 公債費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 元金	377,684	680,974	1,058,658	1 他 680,974		22償還金 利子 及び割引料	680,974	1長期債償還元金 680,974
計	384,883	680,974	1,065,857	1 他 680,974				

地方債の現在高の見込みに関する調書の補正

(単位 千円)

区 分	4年度中増減見込み			4年度末現在高見込額		
	4年度中元金償還見込額					
	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額
企業団地造成 事業債	377,684	680,974	1,058,658	3,901,894	△ 680,974	3,220,920

# 牛岳温泉健康センター事業特別会計





議案第 1 3 3 号

令和 4 年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計補正予算  
(第 1 号)

令和 4 年度富山市の牛岳温泉健康センター事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 7 6 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 4, 1 9 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		50,397	3,765	54,162
	1 一般会計繰入金	50,397	3,765	54,162
歳入合計		50,429	3,765	54,194

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 牛岳温泉事業費		50,429	3,765	54,194
	1 牛岳温泉事業費	50,429	3,765	54,194
歳 出	合 計	50,429	3,765	54,194

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 歳 入

款 2 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰 入金	50,397	3,765	54,162	1一般会計繰 入金	3,765	1一般会計繰入金 3,765
計	50,397	3,765	54,162			

## 2 歳 出

款 1 牛岳温泉事業費 項 1 牛岳温泉事業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 健康センタ ー事業費	50,429	3,765	54,194	他 3,765		12委託料	3,765	1健康センター事業 費 3,765
計	50,429	3,765	54,194	他 3,765				



# 牛岳温泉スキー場事業特別会計





議案第 1 3 4 号

令和 4 年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度富山市の牛岳温泉スキー場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 9, 3 9 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		19,070	14,000	33,070
	1 一般会計繰入金	19,070	14,000	33,070
歳入合計		155,396	14,000	169,396

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 スキー場事業費		149,894	14,000	163,894
	1 スキー場事業費	149,894	14,000	163,894
歳 出	合 計	155,396	14,000	169,396

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 スキー場事業費	1 スキー場事業費	管理運営費	14,000

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 歳 入

款 2 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰 入金	19,070	14,000	33,070	1一般会計繰 入金	14,000	1一般会計繰入金 14,000
計	19,070	14,000	33,070			

## 2 歳 出

款 1 スキー場事業費 項 1 スキー場事業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 管理運営費	105,744	14,000	119,744	他 14,000		12委託料	14,000	1管理運営費 14,000
計	149,894	14,000	163,894	他 14,000				

# 農業集落排水事業特別会計





議案第 1 3 5 号

令和 4 年度富山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）  
令和 4 年度富山市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 9 0 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 3 7 6, 9 2 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		998,287	8,904	1,007,191
	1 一般会計繰入金	998,287	8,904	1,007,191
歳入合計		1,368,016	8,904	1,376,920

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水整備費		481,399	8,904	490,303
	1 管理費	466,399	8,904	475,303
歳 出	合 計	1,368,016	8,904	1,376,920

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 歳 入

款 3 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰 入金	998,287	8,904	1,007,191	1 一般会計繰 入金	8,904	1一般会計繰入金 8,904
計	998,287	8,904	1,007,191			

## 2 歳 出

款 1 農業集落排水整備費 項 1 管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 管理費	466,399	8,904	475,303	他 8,904		3職員手当等	137	1農業集落排水管理 費 (1) 人件費 121 (2) 事業費 8,783
						4共済費	△ 16	
						10需用費	8,783	
計	466,399	8,904	475,303	他 8,904				
合計	481,399	8,904	490,303	他 8,904				

# 給 与 費 明 細 書

## 一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

### (1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	3		13,731	8,045	21,776	4,373	26,149	
補正前	3		13,731	7,908	21,639	4,389	26,028	
比 較				137	137	△ 16	121	

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 当 手 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後	648		303	441		256		
	補正前	648		303	441		256		
	比 較								
	区 分	超 過 勤 務 当 手 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 当 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	532	4			3,197	2,664		
	補正前	532				3,197	2,531		
比 較		4				133			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考		
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0			
		昇給に伴う増加分	0			
		その他の増減分	0			
職員手当	137	制度改正に伴う増減分	133	勤 勉 手 当	133	支給割合の引上げ
		その他の増減分	4			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一 般 職
令和4年10月1日現在	平均給料月額 (円)	380,567
	平均年齢 (歳)	46.8
令和3年10月1日現在	平均給料月額 (円)	377,267
	平均年齢 (歳)	45.8



イ 級別職員数

区 分		一 般 職		区 分		一 般 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)			職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年10月1日現在	9級			令和3年10月1日現在	9級		
	8級				8級		
	7級				7級		
	6級	1	33.3		6級	1	33.3
	5級	1	33.3		5級	1	33.3
	4級	1	33.4		4級	1	33.4
	3級				3級		
	2級				2級		
	1級				1級		
計	3	100.0	計	3	100.0		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2月 (月分)			
補正後	2.15	2.25	4.4	有	
補正前	2.15	2.15	4.3	有	
国の制度	2.15	2.25	4.4	有	

エ 地域手当

支給対象地域	富山市内
支給率 (%)	3
支給対象職員数 (人)	3
国の指定基準に基づく支給率 (%)	3

オ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円



# 公設地方卸売市場事業特別会計



議案第 1 3 6 号

令和 4 年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度富山市の公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 1 3 , 6 0 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 5 9 , 6 0 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		219,729	413,602	633,331
	1 一般会計繰入金	219,729	413,602	633,331
歳入合計		446,002	413,602	859,604

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公設地方卸売市場費		356,400	413,602	770,002
	1 総務管理費	216,753	9,124	225,877
	2 建設事業費	139,647	404,478	544,125
歳 出	合 計	446,002	413,602	859,604



## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 歳 入

款 3 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰 入金	219,729	413,602	633,331	1一般会計繰 入金	413,602	1一般会計繰入金 413,602
計	219,729	413,602	633,331			

## 2 歳 出

### 款 1 公設地方卸売市場費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	216,753	9,124	225,877	他 9,124		2給料	3,945	1一般管理費 人件費 9,124
						3職員手当等	3,810	
						4共済費	1,369	
計	216,753	9,124	225,877	他 9,124				

### 款 1 公設地方卸売市場費 項 2 建設事業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 建設事業費	139,647	404,478	544,125	他 404,478		12委託料	8,000	1建設事業費 404,478
						13使用料及び 賃借料	396,478	
計	139,647	404,478	544,125	他 404,478				
合計	356,400	413,602	770,002	他 413,602				

# 給 与 費 明 細 書

## 一 般 職 (会計年度任用職員以外の職員)

### (1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	12		47,200	29,795	76,995	15,106	92,101	
補正前	11		43,255	25,685	68,940	13,737	82,677	
比 較	1		3,945	4,110	8,055	1,369	9,424	

職員手当 の内訳	区 分	管 理 職 当 手 (千円)	初任給 調 整 手 当 (千円)	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任 手 当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)
	補正後	2,897		1,863	1,558	336	804		43
	補正前	2,249		1,517	1,411	336	596		30
	比 較	648		346	147		208		13
	区 分	超 過 勤 務 当 手 (千円)	休 日 給 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管理職員 特別勤務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	2,166				10,761	9,367		
	補正前	1,691				9,759	8,096		
比 較	475				1,002	1,271			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考		
給 料	3,945	給与改定に伴う増減分	106			
		昇給に伴う増加分	0			
		その他の増減分	3,839			
職員手当	4,110	制度改正に伴う増減分	458	勤 勉 手 当	458	支給割合の引上げ
		その他の増減分	3,652			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一 般 職
令 和 4 年 1 0 月 1 日 現 在	平均給料月額 (円)	328,308
	平均年齢 (歳)	41.2
令 和 3 年 1 0 月 1 日 現 在	平均給料月額 (円)	322,636
	平均年齢 (歳)	40.10

イ 級別職員数

区 分		一 般 職		区 分		一 般 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)			職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年10月1日現在	9級			令和3年10月1日現在	9級		
	8級				8級		
	7級	1	8.3		7級	1	9.1
	6級	3	25.0		6級	2	18.2
	5級	1	8.3		5級	2	18.2
	4級	1	8.3		4級		
	3級	3	25.0		3級	4	36.3
	2級	1	8.3		2級		
	1級	2	16.8		1級	2	18.2
計	12	100.0	計	11	100.0		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2月 (月分)			
補正後	2.15	2.25	4.4	有	
補正前	2.15	2.15	4.3	有	
国の制度	2.15	2.25	4.4	有	

エ 地域手当

支給対象地域	富山市内
支給率 (%)	3
支給対象職員数 (人)	12
国の指定基準に基づく支給率 (%)	3

オ 特殊勤務手当

区 分	一般職
給料総額に対する比率 (%)	0.1
支給対象職員の比率 (令和4年10月1日現在) (%)	25.0
代表的な特殊勤務手当の名称	深夜・早朝勤務手当

カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算額 月額 5,200円
住居手当	異なる	借家・借間居住者基礎控除額 12,000円
通勤手当	異なる	交通用具使用者 月額 2,600円～24,200円



# 貸貸住宅・店舗事業特別会計





議案第 1 3 7 号

令和 4 年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度富山市の賃貸住宅・店舗事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 5 0 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 0 8 , 7 9 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		140,932	250,000	390,932
	2 一般会計繰入金	136,360	250,000	386,360
歳入合計		258,799	250,000	508,799

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 賃貸住宅・店舗事業費		187,507	250,000	437,507
	1 総務費	187,507	250,000	437,507
歳 出	合 計	258,799	250,000	508,799

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 歳 入

款 4 繰入金 項 2 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰 入金	136,360	250,000	386,360	1一般会計繰 入金	250,000	1一般会計繰入金 250,000
計	136,360	250,000	386,360			
合計	140,932	250,000	390,932			

## 2 歳 出

款 1 賃貸住宅・店舗事業費 項 1 総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 総務費	187,507	250,000	437,507	他 250,000		21補償、補填 及び賠償金	250,000	1団地管理費 250,000
計	187,507	250,000	437,507	他 250,000				



水 道 事 業 会 計





議案第138号

令和4年度富山市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和4年度富山市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度富山市水道事業会計予算第10条を第11条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配 水 施 設 費	自令和4年度 至令和5年度	630,000千円

令和4年11月30日提出

富山市長 藤 井 裕 久

## 債務負担行為に関する調書

当該年度提出に係る分(追加)

(単位 千円)

事 項	限度額	3年度末までの 支払義務発生 (見込)額		4年度以降の 支払義務発生 予 定 額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	企業債	その他
配水施設費 (令和4年度分)	630,000			令和4年度 ～ 令和5年度	630,000	202,000	363,800	64,200

病 院 事 業 会 計



議案第139号

令和4年度富山市病院事業会計補正予算(第2号)

第1条 令和4年度富山市病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度富山市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第4号を次のとおり改める。

(4) 主要な建設改良事業

施設工事費及び資産購入費 699,982千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	13,677,525千円	6,665千円	13,684,190千円
第2項 医業外収益	1,387,451千円	6,665千円	1,394,116千円
	支	出	
第1款 病院事業費	13,973,404千円	6,665千円	13,980,069千円
第1項 医業費用	13,740,095千円	6,665千円	13,746,760千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	778,570千円	52,653千円	831,223千円
第2項 出資金	233,123千円	52,653千円	285,776千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,416,449千円	52,653千円	1,469,102千円
第1項 建設改良費	647,329千円	52,653千円	699,982千円

第5条 予算第10条中「466,974千円」を「473,639千円」に改める。

令和4年11月30日提出

富山市長 藤井裕久

令和4年度富山市病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合計	備考
1 病院事業 収 益			千円 13,677,525	千円 6,665	千円 13,684,190	
	2 医業外収益		1,387,451	6,665	1,394,116	
		1 他会計補助金	466,974	6,665	473,639	

支 出						
款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 病院事業費			千円 13,973,404	千円 6,665	千円 13,980,069	
	1 医業費用		13,740,095	6,665	13,746,760	
		2 材料費	2,787,797	6,665	2,794,462	



令和4年度富山市病院事業会計予算実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 資本的収入			千円 778,570	千円 52,653	千円 831,223	
	2 出 資 金		233,123	52,653	285,776	
		1 他会計からの 出 資 金	233,123	52,653	285,776	

支 出						
款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 資本的支出			千円 1,416,449	千円 52,653	千円 1,469,102	
	1 建設改良費		647,329	52,653	699,982	
		2 資産購入費	520,029	52,653	572,682	

令和4年度富山市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

	(既決予定額)	(補正後予定額)	(増△減)
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 295,579	△ 294,973	606
減価償却費	791,644	791,644	
引当金の増減額(△は減少)	41,762	41,762	
長期前受金戻入額	△ 21,195	△ 21,195	
受取利息及び受取配当金	△ 1	△ 1	
支払利息	19,728	19,728	
資産減耗費	12,735	12,735	
たな卸資産の増減額(△は増加)	2,340	2,340	
未収金等の増減額(△は増加)	48,915	48,915	
未払金等の増減額(△は減少)	△ 4,195	△ 4,195	
流動資産及び流動負債の増減額(△は増加)	△ 7,977	△ 12,763	△ 4,786
小 計	588,177	583,997	△ 4,180
利息及び配当金の受取額	1	1	
利息の支払額	△ 19,728	△ 19,728	
業務活動によるキャッシュ・フロー	568,450	564,270	△ 4,180
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 588,552	△ 636,419	△ 47,867
国庫補助金等による収入	3,137	3,137	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 585,415	△ 633,282	△ 47,867
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行による収入	542,300	542,300	
企業債の償還による支出	△ 769,120	△ 769,120	
他会計からの出資による収入	233,123	285,776	52,653
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,303	58,956	52,653
資金増加額(又は減少額)	△ 10,662	△ 10,056	606
資金期首残高	502,295	502,295	
資金期末残高	491,633	492,239	606

議案第 1 4 0 号

富山市職員の給与に関する条例及び富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市職員の給与に関する条例及び富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市職員の給与に関する条例及び富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(富山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 富山市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項第 2 号中「2 2, 4 0 0 円」を「2 3, 0 0 0 円」に改める。

第 3 0 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「1 0 0 分の 1 1 5）」の次に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 5（特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 1 2 5）」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「1 0 0 分の 5 5）」の次に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 5 0（特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 6 0）」を加える。

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

## 一般職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員			円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	

41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			

85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第4条関係)

## 消防職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800	458,400
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600	461,500
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500	464,500
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400	467,500
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800	470,500
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500	473,500
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100	476,500
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600	479,600
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200	482,300
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900	485,400
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500	488,400
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100	491,500
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200	494,200
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800	496,500
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600	498,800
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400	501,100
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000	503,200
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800	504,600
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600	506,100
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300	507,500
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900	508,700
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600	510,100
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200	511,600
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000	513,100
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500	514,200
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900	515,300
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400	516,500
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700	517,700
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900	518,700
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600	519,600
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300	520,500
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000	521,400
	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500	522,200
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300	523,100
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000	523,800
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600	524,300
	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900	525,000
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500	525,600
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000	526,400
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500	527,000
	41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000	527,500
	42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400	
	43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800	
	44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200	
	45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500	
46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800			



47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300		
48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800		
49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300		
50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600		
51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900		
52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300		
53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700		
54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900		
55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200		
56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400		
57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800		
58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000		
59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200		
60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400		
61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800		
62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300			
63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600			
64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900			
65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200			
66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500			
67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800			
68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100			
69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300			
70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600			
71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900			
72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200			
73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400			
74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700			
75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000			
76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300			
77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500			
78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800			
79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100			
80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400			
81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600			
82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900			
83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200			
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500			
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700			
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500				
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800				
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000				
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200				
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500				
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800				
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000				
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200				
94	300,600	324,200	350,600	384,200						
95	301,700	325,600	352,100	384,800						
96	303,000	326,900	353,600	385,300						
97	304,100	328,100	354,900	385,700						
98	305,300	329,400	356,100	386,100						
99	306,500	330,700	357,200	386,700						
100	307,700	332,000	358,400	387,200						
101	308,900	333,400	359,500	387,600						
102	309,900	334,300	360,600	388,100						

103	311,000	335,400	361,700	388,700							
104	312,000	336,600	362,900	389,200							
105	312,800	337,700	364,100	389,500							
106	313,400	338,800	364,600	389,900							
107	314,000	339,800	365,200	390,400							
108	314,700	340,900	365,800	390,700							
109	315,200	342,100	366,400	391,000							
110	315,700	343,100	366,900	391,500							
111	316,200	344,100	367,400	392,000							
112	316,800	345,000	367,900	392,500							
113	317,600	345,900	368,300	392,800							
114	318,300	346,800	368,700	393,300							
115	319,000	347,800	369,300	393,800							
116	319,700	348,800	369,800	394,300							
117	320,300	349,800	370,200	394,600							
118	321,100	350,300	370,700	395,100							
119	321,800	350,900	371,300	395,600							
120	322,600	351,500	371,800	396,100							
121	323,200	351,800	372,000	396,500							
122	323,500	352,200	372,500	397,000							
123	324,000	352,700	373,000	397,400							
124	324,500	353,100	373,400	397,900							
125	324,800	353,500	373,900	398,300							
126		353,900	374,400								
127		354,400	374,900								
128		354,800	375,400								
129		355,200	375,700								
130		355,600	376,200								
131		356,000	376,700								
132		356,400	377,200								
133		356,600	377,500								
134		357,100	378,000								
135		357,500	378,400								
136		357,800	378,800								
137		358,100	379,100								
138		358,500	379,600								
139		359,000	380,100								
140		359,500	380,600								
141		359,800	380,900								
142		360,300									
143		360,800									
144		361,300									
145		361,600									
再任用職員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	451,700	

備考 この表は、消防業務に従事する職員に適用する。

別表第3(第4条関係)

## 教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	177,900	220,100	281,000	327,600	406,000
	2	180,000	222,400	284,000	330,500	408,300
	3	182,000	224,600	286,800	333,500	410,700
	4	184,000	226,800	289,600	336,500	413,200
	5	185,800	228,900	292,200	339,700	415,300
	6	188,200	231,000	294,600	342,100	417,800
	7	190,600	233,200	296,800	344,700	420,000
	8	193,000	235,300	299,100	347,100	422,500
	9	195,500	237,600	301,600	349,800	424,200
	10	198,000	240,000	304,000	352,500	426,700
	11	200,700	242,400	306,400	355,200	429,000
	12	203,300	244,800	308,900	358,200	431,300
	13	205,700	246,900	311,200	361,000	432,700
	14	207,600	249,300	313,200	362,900	434,900
	15	209,400	251,700	315,200	365,100	437,100
	16	211,400	254,100	316,900	367,600	439,400
	17	213,400	256,100	319,100	369,600	441,500
	18	215,100	259,200	320,900	371,800	443,900
	19	216,900	262,300	322,900	373,900	446,200
	20	218,600	265,400	324,600	375,800	448,600
	21	220,400	268,300	326,300	377,600	450,700
	22	222,300	271,300	328,700	379,400	453,000
	23	224,200	274,200	330,900	380,900	455,400
	24	226,100	277,100	333,300	382,100	457,700
	25	227,900	279,700	335,300	383,500	459,700
	26	230,000	282,300	337,300	385,300	461,900
	27	232,100	284,800	339,400	387,100	464,000
	28	234,200	287,400	341,800	389,000	466,200
	29	236,100	290,000	344,000	390,900	468,300
	30	238,300	292,300	346,100	392,600	470,600
	31	240,600	294,500	348,000	394,300	472,800
	32	242,900	296,800	349,800	396,000	474,900
	33	245,100	299,000	351,700	397,600	476,800
	34	246,900	301,200	353,600	399,400	478,900
	35	248,600	303,700	355,300	400,900	481,200
	36	250,300	305,900	356,800	402,700	483,400
	37	251,800	308,400	358,400	403,800	485,500
	38	253,300	309,700	360,400	405,400	487,500
	39	254,700	311,400	362,500	406,900	489,400
	40	256,200	312,800	364,400	408,400	491,300
	41	258,100	314,500	366,300	409,300	493,300
	42	259,700	315,000	368,200	410,900	495,200
	43	261,100	315,500	370,000	412,400	496,900
	44	262,600	316,000	371,800	414,000	498,800
	45	263,800	316,800	373,600	415,300	500,700
	46	265,300	317,800	375,400	416,900	502,500
	47	266,900	318,600	376,900	418,300	504,300
48	268,200	319,600	378,700	419,900	506,200	

49	269,600	320,400	380,200	421,300	507,900
50	270,100	321,300	381,800	422,600	509,600
51	270,600	322,100	383,400	423,900	511,400
52	271,300	322,900	385,100	425,200	513,300
53	271,800	324,000	386,200	425,900	514,900
54	272,300	324,800	387,700	426,900	516,500
55	272,800	325,500	389,100	427,800	518,200
56	273,300	326,300	390,700	428,700	519,800
57	273,800	326,800	392,000	429,600	521,400
58	274,900	327,500	393,400	430,500	522,700
59	275,800	328,400	394,700	431,400	524,000
60	276,800	329,200	396,200	432,300	525,200
61	277,700	330,200	397,500	433,200	526,400
62	278,700	331,200	398,900	434,100	527,400
63	279,600	332,300	400,400	435,100	528,400
64	280,500	333,400	401,900	436,200	529,400
65	281,300	334,100	402,900	437,100	530,000
66	282,000	335,200	404,000	438,100	530,900
67	283,000	335,900	405,000	439,100	531,800
68	283,900	337,000	406,100	440,000	532,700
69	284,400	337,600	407,100	441,000	533,600
70	285,200	338,700	408,000	442,000	534,400
71	286,000	339,600	408,800	442,900	535,100
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
73	287,700	341,000	410,400	444,900	536,300
74	288,800	342,000	411,300	445,800	536,800
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600
76	290,900	344,000	412,900	447,700	538,200
77	291,400	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292,400	346,000	414,000	449,000	
79	293,300	346,900	414,300	449,700	
80	294,200	347,800	414,600	450,300	
81	295,100	348,800	414,900	451,100	
82	296,000	349,800	415,200	451,800	
83	296,900	350,800	415,400	452,100	
84	297,800	351,800	415,700	452,700	
85	298,300	352,400	416,000	453,100	
86	299,100	353,000	416,300	453,400	
87	299,900	353,600	416,600	453,700	
88	300,800	354,200	416,900	454,000	
89	301,400	354,800	417,100	454,300	
90	302,000	355,200	417,400		
91	302,700	355,600	417,700		
92	303,300	356,100	418,000		
93	304,000	356,600	418,200		
94	304,600	357,000	418,500		
95	305,200	357,500	418,800		
96	305,800	358,000	419,100		
97	306,500	358,600	419,300		
98	307,100	359,100	419,600		
99	307,700	359,500	419,900		
100	308,300	360,000	420,100		
101	308,700	360,400	420,300		
102	309,000	360,900	420,600		
103	309,300	361,200	420,900		
104	309,700	361,700	421,100		

105	310,000	362,200	421,300			
106	310,400	362,600				
107	310,700	363,100				
108	311,000	363,600				
109	311,400	364,000				
110	311,700	364,500				
111	312,100	365,000				
112	312,500	365,400				
113	312,800	365,800				
114	313,200	366,200				
115	313,500	366,700				
116	313,800	367,100				
117	314,000	367,500				
118	314,300	367,900				
119	314,700	368,400				
120	315,100	368,800				
121	315,300	369,100				
122	315,600	369,500				
123	316,000	370,000				
124	316,400	370,300				
125	316,600	370,700				
126	316,800	371,200				
127	317,100	371,700				
128	317,500	372,100				
129	317,700	372,500				
130	318,000					
131	318,400					
132	318,600					
133	318,800					
134	319,100					
135	319,500					
136	319,700					
137	319,900					
138	320,100					
139	320,300					
140	320,600					
141	321,000					
142	321,300					
143	321,600					
144	321,900					
145	322,300					
146	322,600					
147	322,800					
148	323,100					
149	323,500					
150	323,800					
151	324,100					
152	324,300					
153	324,600					
154	324,900					
155	325,200					
156	325,500					
157	325,700					
再任用職員		235,600	282,800	293,800	315,700	399,700

備考 この表は、富山外国語専門学校及び富山ガラス造形研究所に勤務する校長、所長、副校長、主任教授、教授、准教授、講師及び助手その他の職員で市長の定めるものに適用する。

別表第4(第4条関係)

## 医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
	17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
	18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
	19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
	20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
	21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
	22	327,100	398,300	450,300	515,700	
	23	330,500	400,200	452,600	517,600	
	24	333,800	401,800	454,900	519,500	
	25	337,300	403,800	456,900	521,200	
	26	339,800	406,100	459,200	523,000	
	27	342,400	408,300	461,400	524,800	
	28	344,700	410,600	463,700	526,600	
	29	347,100	412,900	465,800	528,200	
	30	348,900	415,000	468,100	530,000	
	31	350,700	417,000	470,400	531,800	
	32	352,700	419,100	472,600	533,600	
	33	354,900	421,000	474,600	535,200	
	34	357,200	422,800	476,700	537,000	
	35	359,300	424,600	478,800	538,700	
	36	361,600	426,600	480,900	540,500	
	37	363,700	428,500	483,000	542,100	
	38	366,100	430,500	484,800	543,700	
	39	368,300	432,400	486,600	545,100	
	40	370,300	434,400	488,400	546,700	
	41	372,500	436,200	490,100	548,200	
	42	373,500	438,000	491,900	549,600	
	43	374,300	439,700	493,700	551,000	
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	
	45	376,200	443,300	497,100	553,500	
	46	377,600	445,100	498,800	554,500	
	47	379,100	446,900	500,600	555,500	
48	380,600	448,600	502,400	556,500		

49	381,700	450,400	504,000	557,500	
50	382,700	452,100	505,300	558,400	
51	383,700	453,900	506,600	559,300	
52	384,500	455,700	507,900	560,200	
53	385,400	457,600	508,900	561,000	
54	386,300	458,800	510,200	561,900	
55	387,000	460,000	511,500	562,800	
56	387,900	461,200	512,800	563,700	
57	388,600	462,400	513,800	564,600	
58	389,500	463,400	514,600	565,500	
59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400	572,500	
67		470,400	522,100	573,400	
68		471,000	523,000	574,300	
69		471,300	523,900	575,200	
70		472,000	524,700	576,100	
71		472,700	525,600	577,000	
72		473,400	526,500	577,900	
73		473,800	527,300	578,800	
74		474,400	528,200	579,700	
75		475,100	529,100	580,600	
76		475,800	529,800	581,500	
77		476,200	530,600	582,400	
78		476,800	531,500	583,300	
79		477,400	532,400	584,200	
80		477,900	533,300	585,100	
81		478,500	534,100	586,000	
82		479,000	535,000	586,900	
83		479,500	535,900	587,800	
84		480,000	536,800	588,700	
85		480,400	537,600	589,600	
86		481,000	538,500	590,500	
87		481,400	539,400	591,400	
88		481,900	540,300	592,300	
89		482,400	541,100	593,200	
90		483,000			
91		483,600			
92		484,000			
93		484,500			
94		485,100			
95		485,700			
96		486,300			
97		486,800			
再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

第2条 富山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95」を「100分の100」に、「100分の115）、12月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）」を「100分の120」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45」を「100分の47.5」に、「100分の55）、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）」を「100分の57.5」に改める。

（富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年富山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第9条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第4条 富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（富山市職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「給与条例」という。）第10条第1項第2号及び別表第1から別表第4までの改正規定に限る。）による改正後の給与



条例の規定及び第3条の規定（富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下この項及び次項において「任期付職員条例」という。）第7条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和4年4月1日から、第1条の規定（給与条例第30条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第 1 4 1 号

富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に改める。

第 2 条 富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定は、令和 4 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手

当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 1 4 2 号

市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 市長及び副市長の給与に関する条例(平成 1 7 年富山市条例第 5 6 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に改める。

第 2 条 市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 5」に改める。

(富山市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 富山市教育長の給与等に関する条例(平成 1 7 年富山市条例第 5 7 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に改める。

第 4 条 富山市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 5」に改める。

(富山市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第 5 条 富山市常勤の監査委員の給与等に関する条例(平成 1 7 年富

山市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 富山市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(富山市公営企業の管理者の給与に関する条例の一部改正)

第7条 富山市公営企業の管理者の給与に関する条例(平成17年富山市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第8条 富山市公営企業の管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(富山市特別職の指定等に関する条例の一部改正)

第9条 富山市特別職の指定等に関する条例(平成24年富山市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第10条 富山市特別職の指定等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の富山市教育長の給与等に関する条例、第5条の規定による改正後の富山市常勤の監査委員の給与等に関する条例、第7条の規定による改正後の富山市公営企業の管理者の給与に関する条例及び第9条の規定による改正後の富山市特別職の指定等に関する条例（次項において「改正後の市長等給与条例等」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の市長等給与条例等の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市長及び副市長の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の富山市教育長の給与等に関する条例、第5条の規定による改正前の富山市常勤の監査委員の給与等に関する条例、第7条の規定による改正前の富山市公営企業の管理者の給与に関する条例又は第9条の規定による改正前の富山市特別職の指定等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の市長等給与条例等の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 1 4 3 号

富山市立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市立学校設置条例の一部を改正する条例  
富山市立学校設置条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 5 0 号）の一部  
を次のように改正する。

別表第 3 富山市立大沢野幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 4 4 号

富山市公民館条例等の一部を改正する等の条例制定の件  
富山市公民館条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。  
令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市公民館条例等の一部を改正する等の条例

(富山市公民館条例の一部改正)

第 1 条 富山市公民館条例(平成 1 7 年富山市条例第 2 5 8 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 富山市立牧公民館の項中「牧 8 0 3 番地」を「牧 8 1 4 番地」に改め、同表富山市立神保公民館の項の次に次のように加える。

富山市立速星公民館笹倉分館	富山市婦中町笹倉 4 3 3 番地
---------------	-------------------

別表第 1 に次のように加える。

富山市立細入公民館北部分館	富山市榆原 1 3 3 3 番地 1
---------------	--------------------

別表第 2 に次のように加える。

グラウンド	3,300	4,400	5,500	7,700	9,900	13,200
-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

(富山市農村環境改善センター等条例の一部改正)

第 2 条 富山市農村環境改善センター等条例(平成 1 7 年富山市条例第 2 0 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表富山市婦中農村環境改善センターの項及び富山市朝日地域農業再編センターの項を削る。

第 4 条の表富山市婦中農村環境改善センターの項及び富山市朝日地域農業再編センターの項を削る。

別表第 1 富山市婦中農村環境改善センターの項を削り、同表富山市朝日地域農業再編センター、富山市八尾パインパーク、富山市八尾サンパーク、富山市大長谷交流センター及び富山市黒瀬谷交流センターの項中「富山市朝日地域農業再編センター、」を削る。



(富山市地区コミュニティセンター条例及び富山市音川交流センター条例の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 富山市地区コミュニティセンター条例（平成17年富山市条例第275号）

(2) 富山市音川交流センター条例（平成17年富山市条例第282号）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、第2条の規定による改正前の富山市農村環境改善センター等条例（以下「旧農村環境改善センター等条例」という。）、第3条第1号の規定による廃止前の富山市地区コミュニティセンター条例又は同条第2号の規定による廃止前の富山市音川交流センター条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為（旧農村環境改善センター等条例の規定に基づくものにあつては、富山市婦中農村環境改善センター及び富山市朝日地域農業再編センターに係るものに限る。）は、それぞれ第1条の規定による改正後の富山市公民館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、旧農村環境改善センター等条例第5条第1項の規定により承認の申請（富山市婦中農村環境改善センター及び富山市朝日地域農業再編センターに係るものに限る。）のあつた施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 1 4 5 号

富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市公民館条例の一部を改正する条例

富山市公民館条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「前条」を「前項」に改める。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表第 1 富山市立細入公民館の項中「楡原 1 0 7 7 番地」を「楡原 1 1 2 8 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項の改正規定及び第 6 条に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 1 4 6 号

富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市保育所条例の一部を改正する条例  
富山市保育所条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 富山市立堀川保育所の項を削り、同表中

「

富山市立宮川保育所	富山市婦中町広田 5 1 0 1 番地
富山市立婦中熊野保育所	富山市婦中町中名 4 7 9 番地

を

」

「

富山市立みやの保育所	富山市婦中町地角 4 1 0 番地
------------	-------------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 4 7 号

富山市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定の件

富山市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例  
富山市立幼保連携型認定こども園条例（令和 3 年富山市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

富山市立大久保認定こども園	富山市下大久保 3 1 1 番地
---------------	------------------

第 5 条第 1 項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

区分		時間外保育料 (円)
午前 7 時から午前 8 時 30 分まで (富山市立大久保認定こども園に限る。)	日利用	1 回 3 0 0
	月利用	月額 5, 0 0 0
午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで (富山市立新保なかよし認定こども園に限る。)	日利用	1 回 2 0 0
	月利用	月額 3, 5 0 0
午後 4 時 30 分から午後 6 時まで	日利用	1 回 3 0 0
	月利用	月額 5, 0 0 0
午後 6 時から午後 7 時まで (富山市立大久保認定こども園に限る。)	日利用	1 回 3 0 0
	月利用	月額 5, 0 0 0

別表第 2 (第 5 条関係)

区分		一時預かり保育料 (円)
認定こども園に在園する教育認定子どもが当該認定こども園における一時預かり保育を受ける場合	日利用	日額 3 0 0
	月利用	月額 3 , 5 0 0
上記以外の場合	4 時間までの利用	日額 1 , 5 0 0
	4 時間を超えて 8 時間までの利用	日額 3 , 0 0 0

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(富山市保育所条例の一部改正)

2 富山市保育所条例（平成17年富山市条例第141号）の一部を次のように改正する。

別表第1 富山市立大久保保育所の項を削る。

(富山市立学校設置条例の一部改正)

3 富山市立学校設置条例（平成17年富山市条例第250号）の一部を次のように改正する。

別表第3 富山市立大久保幼稚園の項を削る。

議案第 1 4 8 号

富山市大沢野会館条例制定の件

富山市大沢野会館条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市大沢野会館条例

(設置)

第 1 条 市民の文化の向上と福祉の増進に寄与するため、富山市大沢野会館（以下「会館」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 会館の位置は、富山市高内 3 6 5 番地とする。

(施設)

第 3 条 会館に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 会議室
- (2) 多目的ホール
- (3) 和室
- (4) 調理実習室
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な施設

(使用の承認)

第 4 条 前条（第 5 号を除く。）に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、会館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。



(3) 前2号に掲げるもののほか、会館の管理上特に支障があるとき。  
(使用の承認の取消し等)

第6条 市長は、第4条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) 第4条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、市はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、当該使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなかったとき。
- (2) 使用期日の5日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはな

らない。

(特別の設備)

第 1 1 条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第 1 2 条 使用者は、使用を終了したとき（第 6 条第 1 項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときを含む。）は、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 1 3 条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第 1 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会館の管理上特に支障があると認められる者

(委任)

第 1 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 公布の日
- (2) 附則第 3 項の規定 令和 5 年 4 月 1 日

(準備行為)

2 施設の使用に係る手続その他会館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例によ

り行うことができる。

(富山市大沢野生涯学習センター条例の廃止)

- 3 富山市大沢野生涯学習センター条例（平成17年富山市条例第268号）は、廃止する。

別表（第7条関係）

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金 1時間につき（円）
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	
小会議室	1,650	1,980	1,870	3,630	3,850	5,500	550
中会議室1	2,530	3,190	2,860	5,720	6,050	8,580	770
中会議室2	3,190	3,960	3,630	7,150	7,590	10,780	990
大会議室	6,380	8,030	7,260	14,410	15,290	21,670	2,090
多目的ホール	11,880	15,840	14,190	27,720	30,030	41,910	3,960
和室1	1,320	1,650	1,540	2,970	3,190	4,510	440
和室2	880	1,210	1,100	2,090	2,310	3,190	220
調理実習室	4,180	5,610	5,060	9,790	10,670	14,850	1,430
附属設備	市長が別に定める額						

## 備考

- 大会議室の2分の1の部分専用を使用する場合は、この表に定める額の50パーセントに相当する額とする。
- 多目的ホールの3分の2、2分の1又は3分の1の部分専用を使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ67パーセント、50パーセント又は34パーセントに相当する額とする。
- 冷房又は暖房期間中に会館を使用する場合は、この表に定める額の20パーセントに相当する額を加算する。
- 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 使用時間の短縮による使用料は、減額しない。

議案第 1 4 9 号

富山市大山会館条例制定の件

富山市大山会館条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市大山会館条例

(設置)

第 1 条 市民の文化の向上と福祉の増進に寄与するため、富山市大山会館（以下「会館」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 会館の位置は、富山市上滝 5 6 7 番地とする。

(施設)

第 3 条 会館に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 会議室
- (2) 多目的ホール
- (3) 和室
- (4) 調理実習室
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な施設

(使用の承認)

第 4 条 前条（第 5 号を除く。）に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、会館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を承認しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会館の管理上特に支障があるとき。  
(使用の承認の取消し等)

第6条 市長は、第4条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) 第4条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、市はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、当該使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなかったとき。
- (2) 使用期日の5日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはな

らない。

(特別の設備)

第11条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第12条 使用者は、使用を終了したとき(第6条第1項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときを含む。)は、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会館の管理上特に支障があると認められる者

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月3日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 公布の日
- (2) 附則第3項の規定 令和5年4月1日

(準備行為)

2 施設の使用に係る手続その他会館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例によ

り行うことができる。

(富山市大山地域市民センター条例の廃止)

- 3 富山市大山地域市民センター条例（平成17年富山市条例第123号）は、廃止する。

(富山市公民館条例の一部改正)

- 4 富山市公民館条例（平成17年富山市条例第258号）の一部を次のように改正する。

別表第1富山市立上滝公民館の項中「上滝534番地1」を「上滝567番地」に改める。

(富山市立図書館条例の一部改正)

- 5 富山市立図書館条例（平成17年富山市条例第259号）の一部を次のように改正する。

第3条の表富山市立大山図書館の項中「上滝577番地」を「上滝567番地」に改める。



別表（第7条関係）

種別	使用時間区分による金額（円）						超過料金 1時間につき（円）
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	
小会議室	1,430	1,870	1,650	3,300	3,520	4,950	440
中会議室	2,970	3,740	3,410	6,710	7,150	10,120	990
多目的ホール	11,880	15,840	14,190	27,720	30,030	41,910	3,960
和室	2,200	2,860	2,530	5,060	5,390	7,590	660
調理実習室	4,180	5,610	5,060	9,790	10,670	14,850	1,430
附属設備	市長が別に定める額						

## 備考

- 多目的ホールの10分の7、5分の3、5分の2又は10分の3の部分を専用使用する場合は、この表に定める額のそれぞれ70パーセント、60パーセント、40パーセント又は30パーセントに相当する額とする。
- 冷房又は暖房期間中に会館を使用する場合は、この表に定める額の20パーセントに相当する額を加算する。
- 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 使用時間の短縮による使用料は、減額しない。

議案第 1 5 0 号

富山国際会議場条例の一部を改正する条例制定の件  
富山国際会議場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山国際会議場条例の一部を改正する条例

富山国際会議場条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 交流ギャラリーの項中「1 1, 3 3 0」を「1 9, 8 0 0」に、「1 3, 6 4 0」を「2 3, 8 7 0」に、「2 2, 6 6 0」を「3 9, 6 0 0」に、「2 7, 1 7 0」を「4 7, 5 2 0」に、「3, 8 5 0」を「6, 7 1 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の富山国際会議場条例（次項において「新条例」という。）  
）別表第 2 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）  
）以後に承認の申請のあった施設の使用に係る利用料金について適用し、施行日前に承認の申請のあった施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新条例第 8 条第 2 項の規定による利用料金の額の承認に関して必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 1 5 1 号

富山市古洞の森自然活用村条例を廃止する条例制定の件  
富山市古洞の森自然活用村条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市古洞の森自然活用村条例を廃止する条例  
富山市古洞の森自然活用村条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 0 6 号  
）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 5 2 号

富山市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市都市公園条例の一部を改正する条例

富山市都市公園条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中「90」の次に「（自動販売機の設置の許可を受ける者を公募により決定する場合の当該設置に係る使用料の額は、90 円以上の額で、当該公募により決定された者が当該公募の際に提案した額）」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 5 3 号

工事請負契約締結の件

西部中学校校舎改築（その 2）主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 契約の目的 西部中学校校舎改築（その 2）主体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 8 2 7 , 2 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 日本海建興・前田建設・砂原建設西部中学校校舎改築（その 2）主体工事共同企業体  
代表者  
富山市牛島町 2 4 番 6 号  
日本海建興株式会社  
代表取締役 山田 仁史

議案第 154 号

土地処分の件

呉羽南部企業団地分譲地として、次のとおり土地を処分するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

富山市長 藤井 裕久

記

- 1 場 所 富山市北押川 29 番 5 外 2 筆
- 2 面 積 18, 188.82 m<sup>2</sup>
- 3 売 払 価 格 469, 271, 556 円
- 4 契約の相手方 石川県金沢市専光寺町レ 3 番地 18  
株式会社ビーイングホールディングス  
代表取締役 喜多 甚一

議案第 1 5 5 号

土地取得の件

呉羽丘陵フットパス連絡橋整備事業用地として、次のとおり土地を取得するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- |   |        |   |  |
|---|--------|---|--|
| 1 | 場      | 所 | 富山市茶屋町字浦山 2 1 8 番外                         |
| 2 | 面      | 積 | 1 0 , 7 9 2 . 2 2 m <sup>2</sup>           |
| 3 | 取得予定価格 |   | 1 0 4 , 8 1 2 千円以内                         |
| 4 | 契約の相手方 |   | 富山市新桜町 7 番 3 8 号<br>富山市土地開発公社<br>理事長 今本 雅祥 |

報告第 3 9 号

専決処分について承認を求める件

次の事項を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 控訴の提起の件



専決第 2 8 号

控訴の提起の件

富山地方裁判所令和2年（ワ）第307号損害賠償請求事件について令和4年10月6日に言い渡された判決に対して不服があるので、次のとおり名古屋高等裁判所金沢支部へ控訴を提起する。

令和4年10月13日専決

富山市長 藤井 裕久

記

1 当事者

富山市新桜町7番38号

控訴人（原告） 富山市（以下「原告」という。）

上記代表者市長 藤井 裕久

東京都港区新橋1-8-4-6階

被控訴人（被告） 株式会社セオリー（以下「被告」という。）

代表取締役 原 誠志

2 事件の概要

原告では、富山市古洞の森自然活用村において指定管理者である被告が定められた5年間の指定管理期間のうち残り2年間の管理業務を継続しなかったために新たに他の法人に管理運営業務を行わせることとなった。このことにより、管理業務委託料の差額が発生し、原告が損害を被ることになったため、被告に対し損害金4356万5092円及びこれに対する令和2年6月23日から支払い済みに至るまで年3分の割合による遅延損害金の支払いを求めた事案である。

### 3 判決の内容

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

### 4 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対して4356万5092円及びこれに対する令和2年6月23日から支払い済みに至るまで年3分の割合による金員を支払う。
- (3) 訴訟費用は1、2審を通じて被控訴人の負担とする。  
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

### 5 訴訟の方針

第二審判決の結果、必要があるときはさらに上訴する。

訴訟の遂行上必要があると認める場合は、適当と認める条件で相手側と和解する。

報告第 4 0 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月30日提出

富山市長 藤井裕久

記

1 工事請負変更契約締結の件

専決第 2 5 号

工事請負変更契約締結の件

令和3年9月29日定例会市議会において議決を得た富山市ブルーバール広場（ゾーンA）再整備工事について、次のとおり変更契約を締結する。

令和4年9月30日専決

富山市長 藤井裕久

記

1 契約の金額

変更前 511,500,000円

変更後 526,006,800円

報告第 4 1 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 11 月 30 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 損害賠償請求に係る和解の件

損害賠償請求に係る和解の件

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
26	令和4年10月4日	損害賠償額 金874円 和解及び損害賠償の相手方 富山市所在1団体 事由 交通事故 ・発生日 令和4年7月15日 ・場所 富山市本郷町地内
27	令和4年10月4日	損害賠償額 金374,093円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名 事由 市有地管理上の車両破損事故 ・発生日 令和4年7月28日 ・場所 富山市八木山地内
29	令和4年10月18日	損害賠償額 金224,400円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名 事由 交通事故 ・発生日 令和4年7月15日 ・場所 富山市本郷町地内

報告第 4 2 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 11 月 30 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 損害賠償の額を定める件

損害賠償の額を定める件

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
24	令和4年9月26日	損害賠償額 金4,211,902円 損害賠償の相手方 下新川郡入善町在住1名 事由 申立人の手術後における神経麻痺出現 ・発生日 令和2年1月17日 ・場所 富山市民病院



